

令和3年2月12日
厚生委員会提出資料

第八期帯広市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

(案)

帯広市

目次

第1章	計画策定について	1
1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	高齢者福祉の現状	2
第3章	第七期計画の実施状況	15
第1節	高齢者のいきがいづくり	15
第2節	健康づくり・介護予防の推進	18
第3節	在宅サービスの充実	22
第4節	施設サービスの充実	31
第5節	地域で支える仕組みづくり	34
第6節	認知症施策の推進	37
第7節	指標の評価結果	40
第4章	介護保険事業の実施状況	42
第5章	計画推進の基本方向と施策の体系	55
第6章	施策の推進	60
第1節	介護予防・健康づくりと社会参加の推進	60
第2節	地域の支え合いの推進	63
第3節	在宅・施設サービスの充実	68
第4節	認知症施策の推進	76
	評価に用いる指標	79
第7章	介護保険事業量の見込み	80

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景・趣旨

我が国の高齢化率は世界で最も高く、28.4%が65歳以上の高齢者となっています。

これまで国は介護保険に関する充実を図ってきており、市町村及び都道府県は団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向け、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきています。

平成26年の介護保険法改正では、第六期介護保険事業計画以降を「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025（令和7）年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしてきており、平成29年には地域共生社会の実現や高齢者の自立支援と重度化防止など、一層の見直しが行われました。

「第八期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、2025（令和7）年を目指した地域包括ケアシステムの推進、更に高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、『高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康でいきいきと充実した生活を営むことができる社会』の構築を基本理念に、これまでの取り組みを引き継ぎつつ、高齢者福祉・介護保険事業における施策推進の方向性、必要な施策とその取り組みを総合的かつ体系的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。
- (2) 本計画は、高齢者福祉・介護保険事業に関する分野計画として「第七期帯広市総合計画」に則して策定するものです。また「第三期帯広市地域福祉計画」や保健福祉分野等の関連計画と整合を図るものです。

3 計画期間

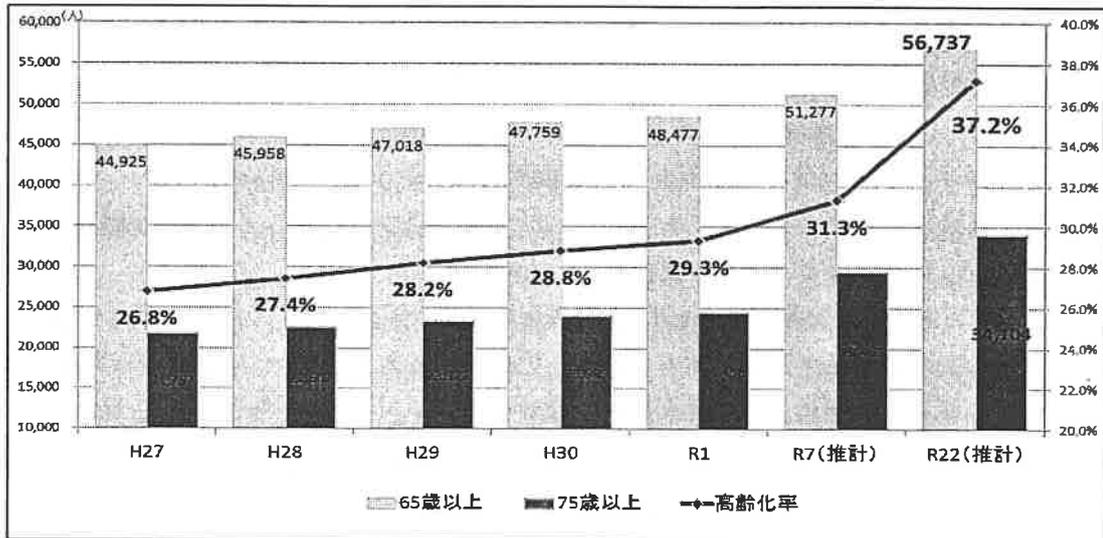
計画期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。

第2章 高齢者福祉の現状

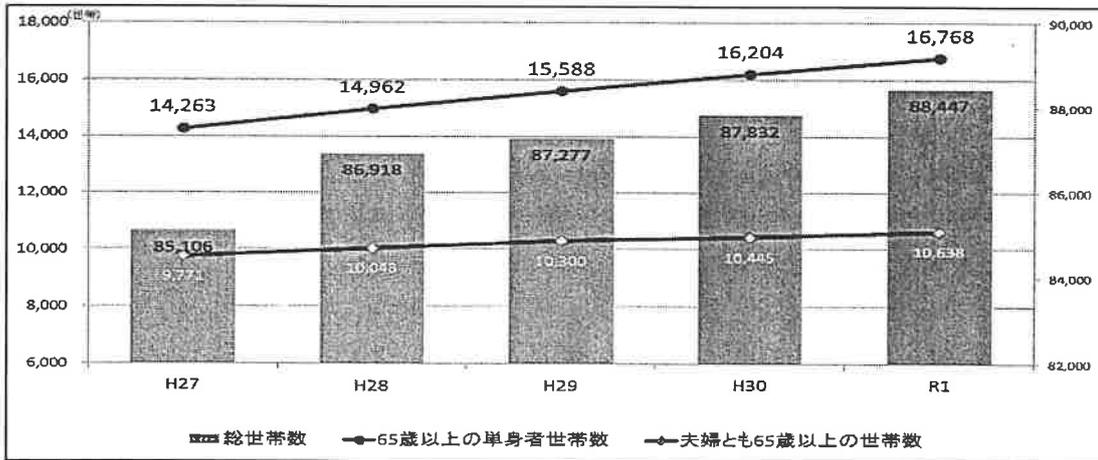
1 高齢者人口・世帯等の状況

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和元年度末現在で48,477人、高齢化率は29.3%と増加しています。また、単身高齢者世帯や夫婦とも65歳以上の世帯も増加しています。

(1) 高齢者人口と高齢化率 【(時点) 各年度末 (出典) 帯広市住民基本台帳】



(2) 高齢者の世帯数 【(時点) 各年度末 (出典) 介護高齢福祉課調べ】



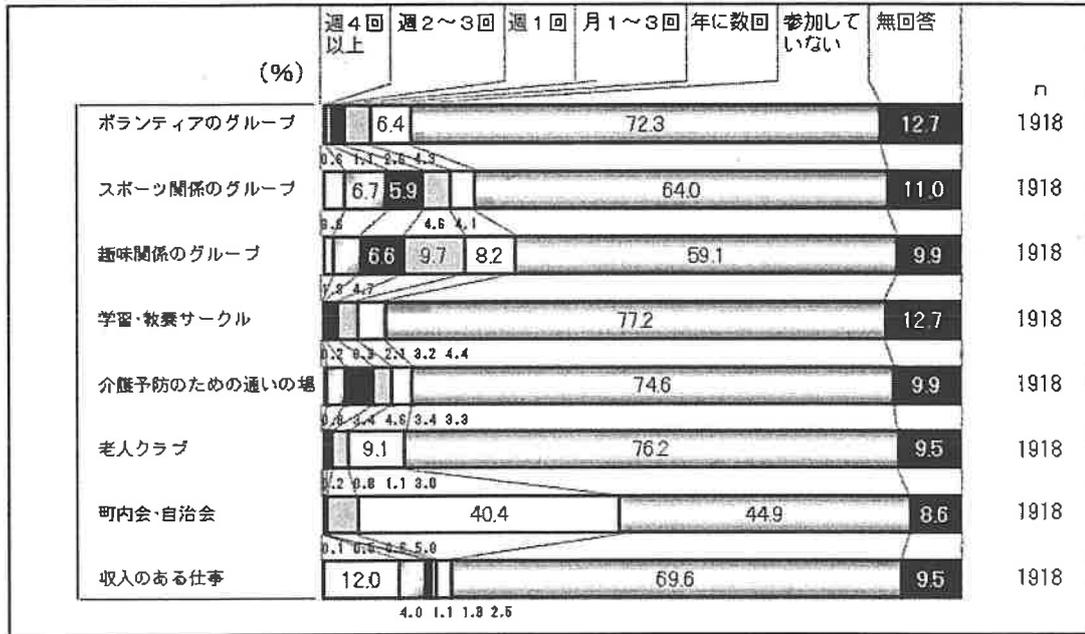
2 高齢者の社会参加等について

地域での活動状況については、町内会・自治会を除き「参加していない」と回答した人がおおむね6割以上となり、全ての項目において「参加していない」と回答した人も23.0%となっています。また、高齢者の雇用保険被保険者数は年々増加しており、高齢になっても仕事を通じて社会で活躍している人が増えてきていると考えられます。

(1) 地域での活動状況

① 以下のような会やグループなどにどのくらいの頻度で参加していますか

【ニーズ調査 問18】



② ①のいずれの活動にも参加していない割合

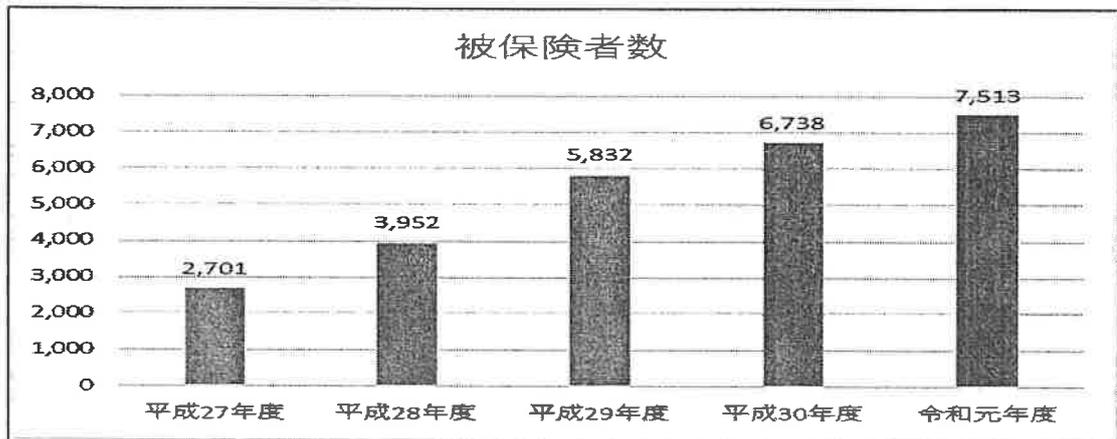
【ニーズ調査 問18】

※ ①の全ての項目において、「参加していない」と回答した人の割合。

年齢	活動内容	いずれも参加していない (%)	参加しているものがある (%)	無回答 (%)	n
全体		23.0	72.9	4.1	1918
年齢	前期高齢者	18.7	79.8	4.3	817
	後期高齢者	26.4	67.6	6.0	1082

第2章 高齢者福祉の現状

(2) 高齢者の雇用保険被保険者数 【(時点)各年度末 (出典)ハローワーク帯広調べ】



3 地域での高齢者の生活と支援体制

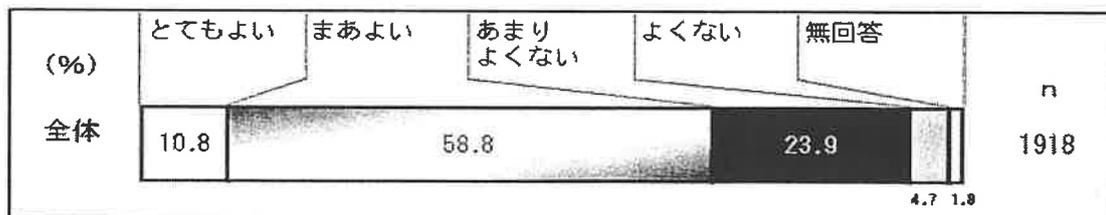
高齢者の健康状態について「とてもよい」「まあ良い」と答えた人は合わせて69.6%となっています。また、身体状況について、動作等の状況としては40.5%、口腔の状況としては30.3%が複数の項目に該当し身体機能の低下が疑われます。このほか、栄養状態としては低体重の人が6.7%となっています。

最期を迎えたい場所については、医療機関が32.1%、自宅が24.9%、介護福祉施設が10.9%となっており、自宅以外で最期を迎えたい理由については、「家族に迷惑をかけたくない」が51.7%となっています。

また、家族や友人・知人以外の相談相手がいない人が多く、地域の相談窓口である地域包括支援センターを知っている人は38.1%となっています。

そのほか、主に高齢女性が介護を担っており、在宅生活の継続にあたって不安な事、困難なことは、介護者やケアマネジャーとも「認知症の対応」が最も多くなっています。

(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか 【ニーズ調査 問24】

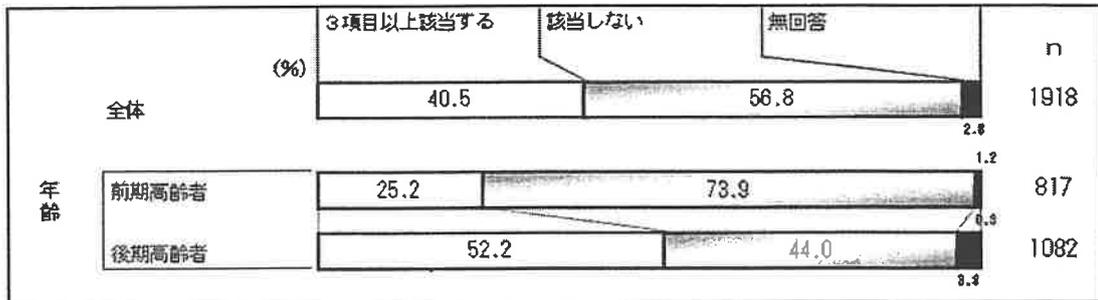


(2) 身体状況

① 動作等の状況

【ニーズ調査 問11】

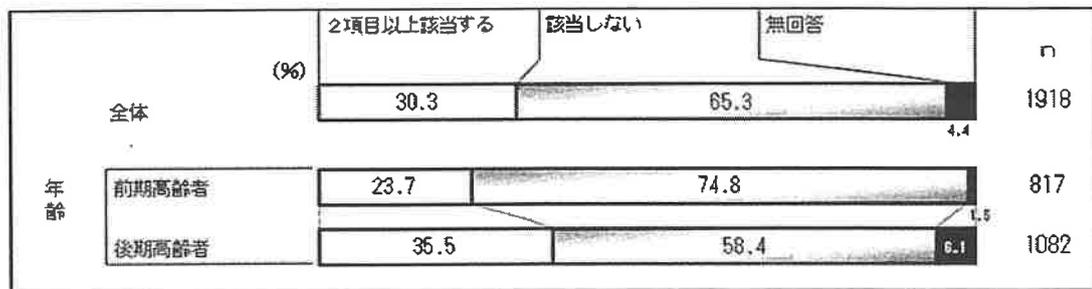
※ 「階段を手すりや壁をつたわずに昇れない(または昇っていない)」、「椅子に座った状態から何もつかまらず立ち上がれない(または立ち上がっていない)」、「15分くらい続けて歩けない(または歩いていない)」、「過去1年間に転んだ経験がある」、「転倒に対する不安がある」の5項目のうち3項目以上に該当する人の割合。



② 口腔状況

【ニーズ調査 問14】

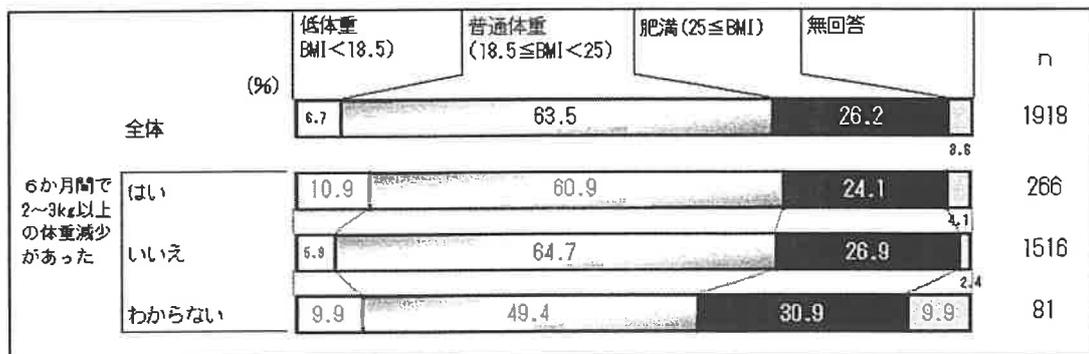
※ 「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」、「お茶や汁物などでむせることがある」、「口の渇きが気になる」の3項目のうち2項目以上に該当する人の割合。



③ 栄養状況

【ニーズ調査 問13・15】

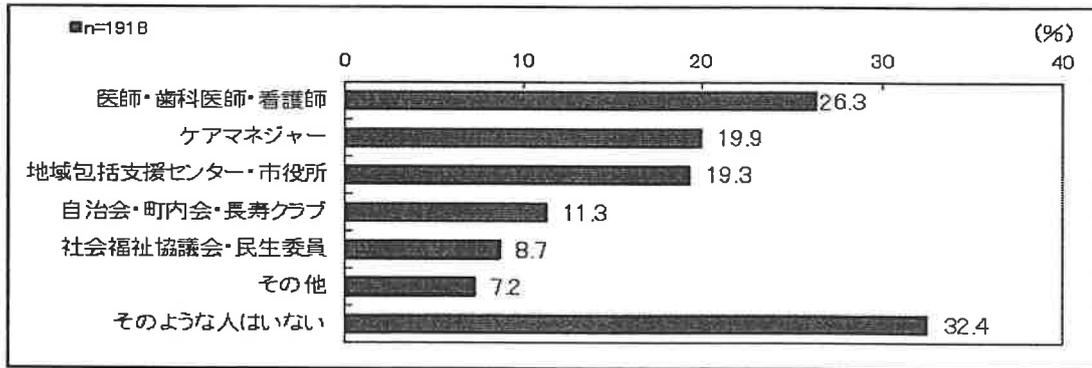
※ 低体重、普通体重、肥満については、体重と身長から算出されるBMIにより判定しており、BMIが18.5未満の場合を「低体重」と言います。



第2章 高齢者福祉の現状

(3) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください

【ニーズ調査 問22】



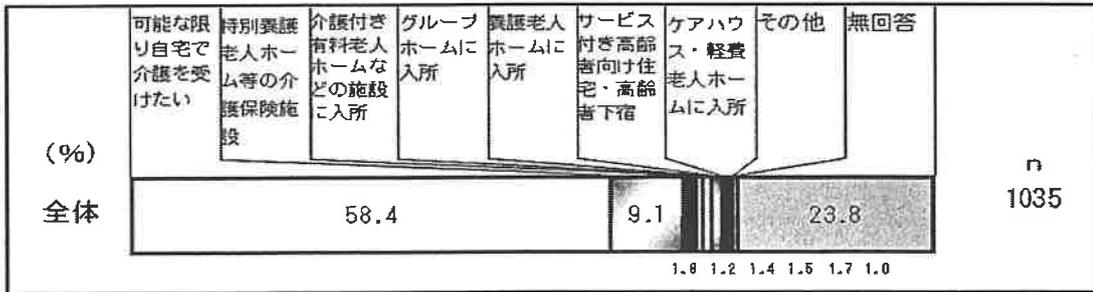
(4) 帯広市では高齢者と家族のための総合相談窓口である「地域包括支援センター」を開設しています。あなたは、「地域包括支援センター」を知っていますか

【ニーズ調査 問42】

	(%)	知っていますか			n
		知っている	知らない	無回答	
全体		38.1	53.9	8.0	1918
性別	男性	33.3	62.0	4.7	787
	女性	41.8	48.1	10.1	1106
年齢	前期高齢者	35.6	58.9	5.5	817
	後期高齢者	40.4	50.0	9.6	1082
居住地域	東地域	33.5	55.7	10.8	158
	川北地域	36.4	54.3	9.3	258
	鉄南地域	43.0	46.9	10.1	277
	西地域	38.2	55.0	6.8	220
	広陽・若葉地域	39.3	54.7	6.0	364
	西帯広・開西地域	38.3	56.4	5.3	227
	南地域	36.9	56.2	6.9	331
	川西・大正地域	34.9	50.6	14.5	83

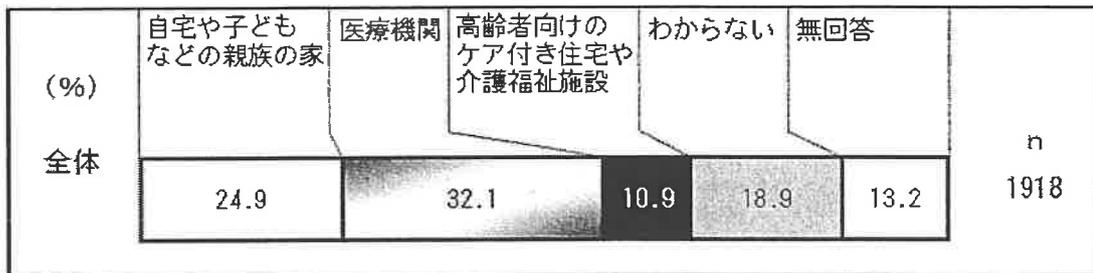
(5) あなたは、今後、どこで介護サービスを受けたいと考えていますか

【介護サービス利用状況等実態調査 問24】



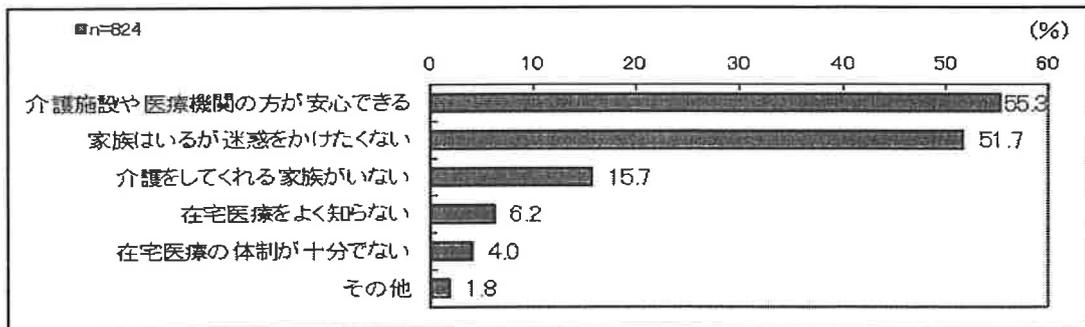
(6) 万一あなたが治る見込みがない病気になった場合、最期はどこで迎えたいですか

【ニーズ調査 問48】



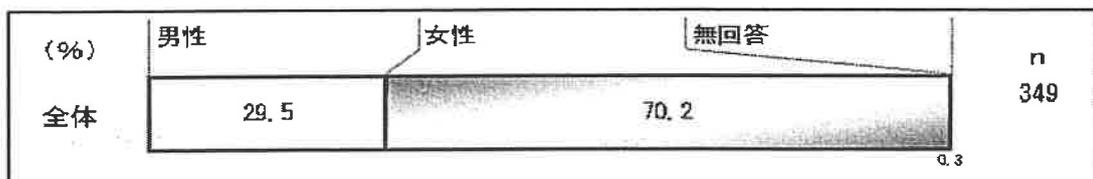
(7) 「自宅や親族宅以外で最後を迎えたい」理由についてお答えください

【ニーズ調査 問48-1】



(8) 主な介護者の方の性別について、ご回答ください

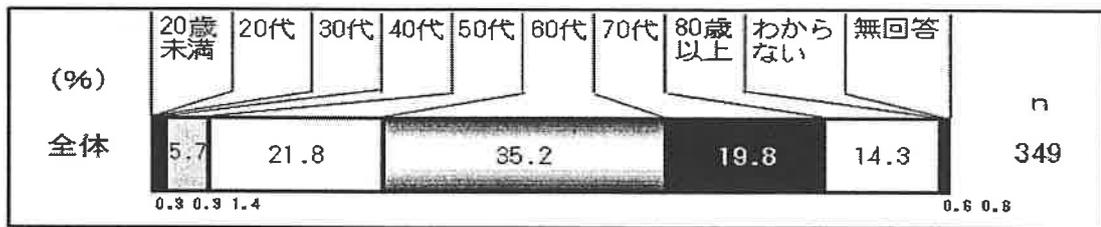
【在宅介護実態調査A票 問4】



第2章 高齢者福祉の現状

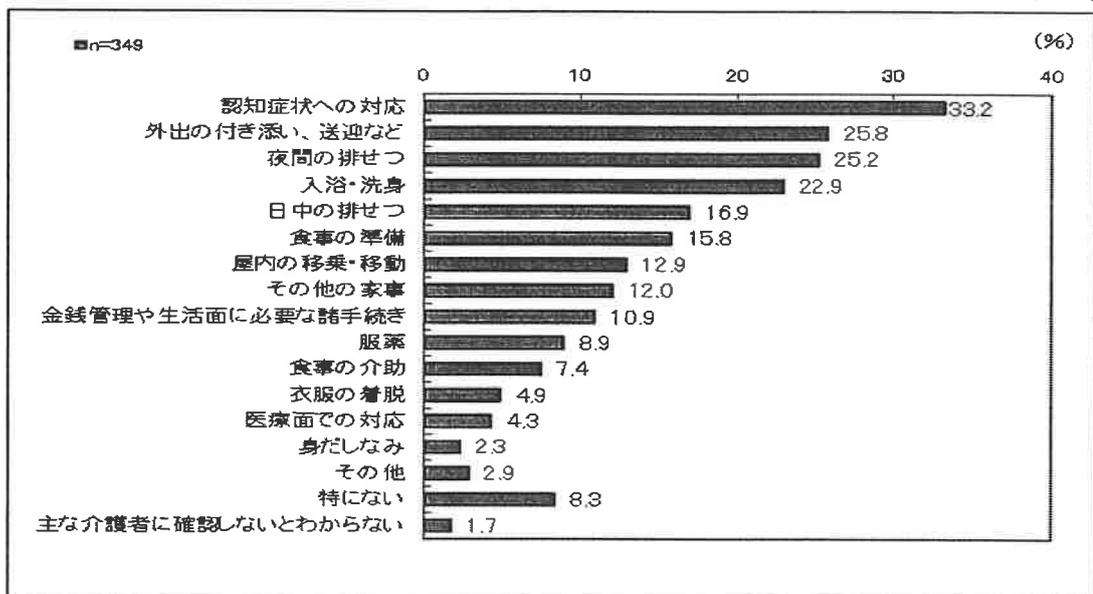
(9) 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください

【在宅介護実態調査A票 問5】



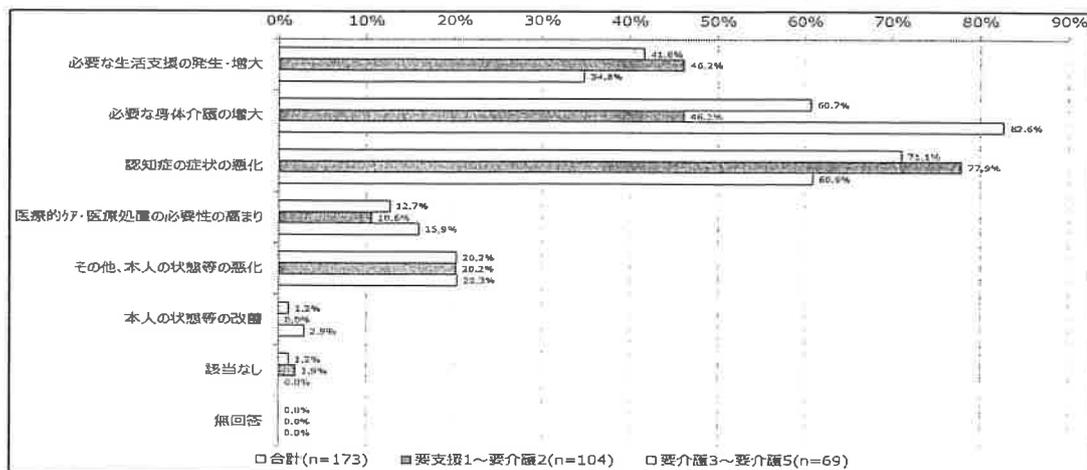
(10) 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護などについて、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）

【在宅介護調査B票 問5】



(11) 在宅での生活の維持が難しくなっている理由（本人の状態に属する理由、複数回答）

ケアマネジャー回答【在宅生活改善調査より】



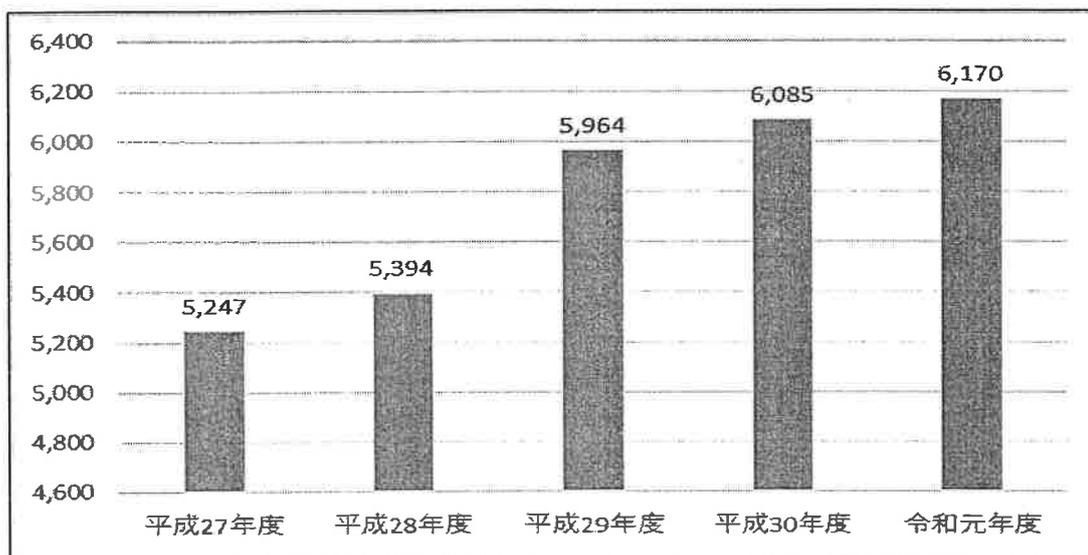
4 認知症高齢者の状況

要介護認定に用いられる認知症高齢者の日常生活自立度において、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られる区分Ⅱ以上の人の数は年々増加しています。

また、認知症に関する相談窓口を知らない人が64.7%となっています。

(1) 認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の人の推移

【(時点) 各年度末 (出典) 介護高齢福祉課調べ】



(2) 物忘れ等の状況

【ニーズ調査 問17】

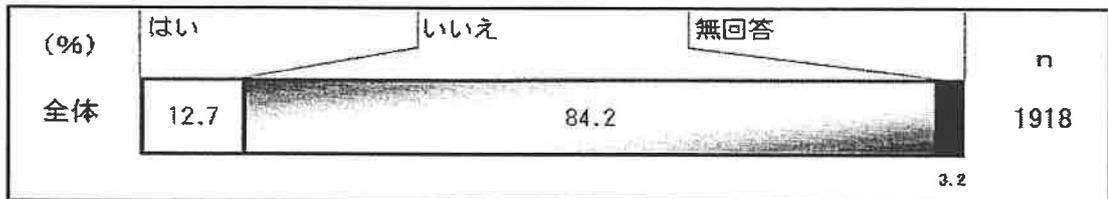
※ 「物忘れが多いと感じる」、「自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていない」、「今日が何月何日かわからない時がある」の3項目のうち1項目以上該当した人の割合。

年齢	割合 (%)	割合			n
		いずれか1項目以上該当する	該当しない	無回答	
全体		61.3	38.0	0.7	1918
前期高齢者		53.5	46.4	0.1	817
後期高齢者		67.2	32.0	0.8	1082

第2章 高齢者福祉の現状

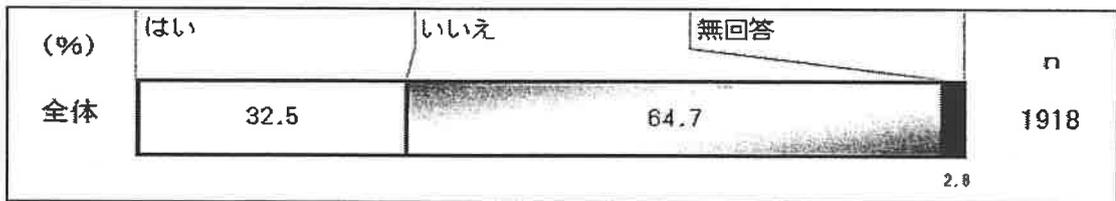
(3) 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

【ニーズ調査 問 31(1)】



(4) 認知症に関する相談窓口を知っていますか

【ニーズ調査 問 31(2)】



5 介護サービスの利用状況

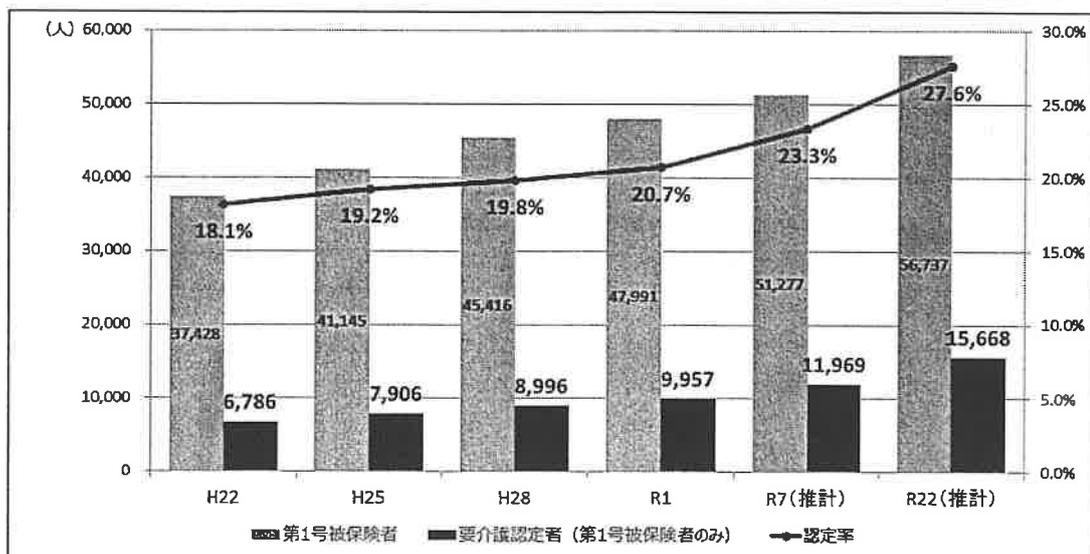
介護保険1号被保険者及び要介護認定者数は増加しています。

平成30年度12月の要介護認定者のうち要介護1までの軽度認定者は57.4%となっており、全国平均より高くなっています。施設整備等により施設入所待機者は減少傾向にあります。介護サービス給付費等の増加に伴い、介護保険料も増加傾向となっています。

また、介護人材の不足については、仕事の割に賃金を低いと感じていることや身体、精神面での負担が大きいと答えた人がいずれも7割強となっています。

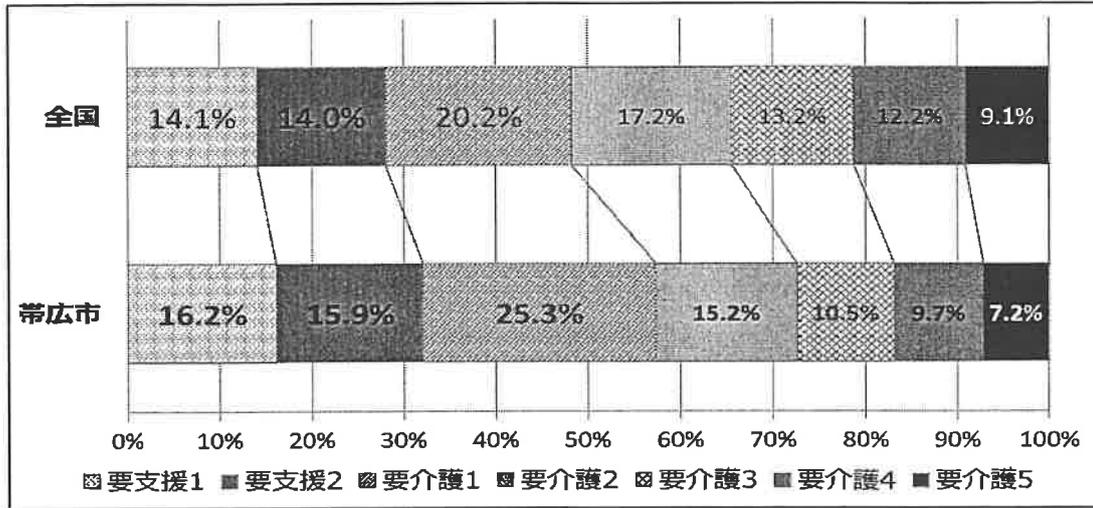
(1) 1号被保険者数と介護認定者数及び認定率

【(時点) 各年度平均値 (出典) 介護高齢福祉課調べ】



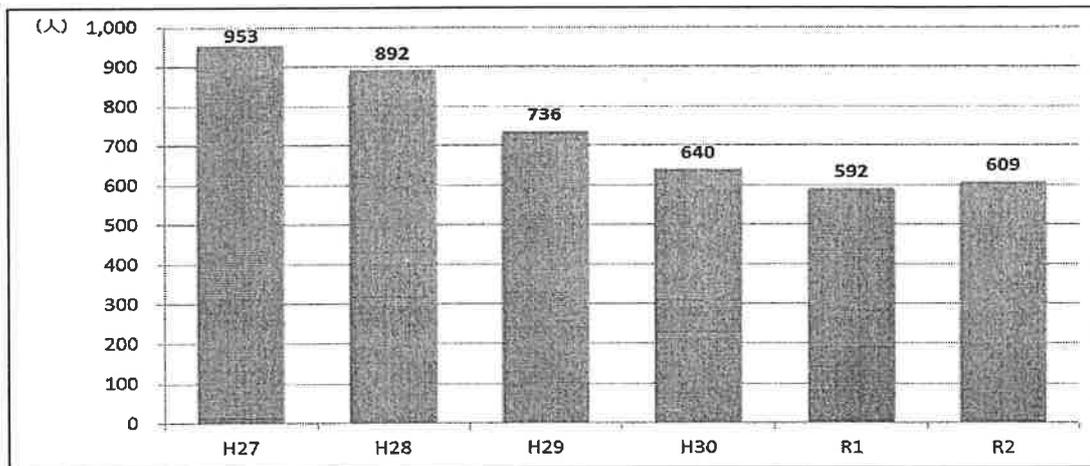
(2) 認定者に占める割合（要介護度別）

【(時点) 平成30年12月 (出典) 令和元年度介護認定適正化事業業務分析データ】



(3) 特別養護老人ホーム待機者数の推移

【(時点) 毎年度6月末 (出典) 介護高齢福祉課調べ】

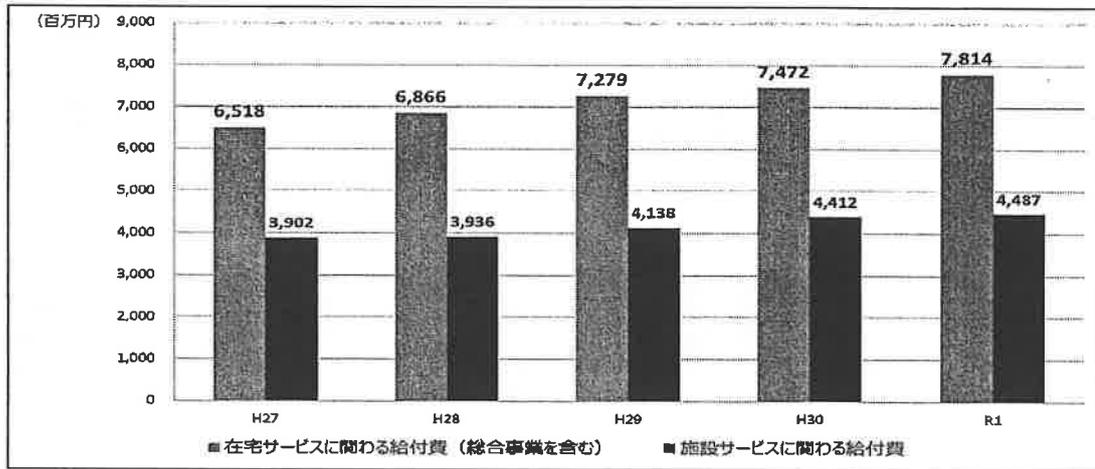


R2年の待機者数のうち自己の都合による入所保留者数は79人となっています。

第2章 高齢者福祉の現状

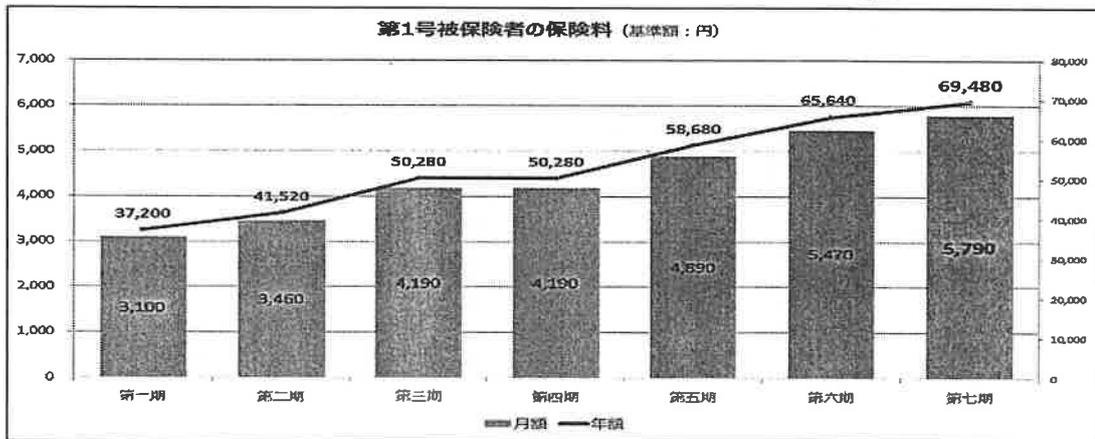
(4) 介護サービス給付費の状況

【(時点) 年度 (出典) 介護高齢福祉課調べ】



(5) 介護保険料の推移

【(時点) 年度 (出典) 介護高齢福祉課調べ】



(6) 介護職人材の不足について

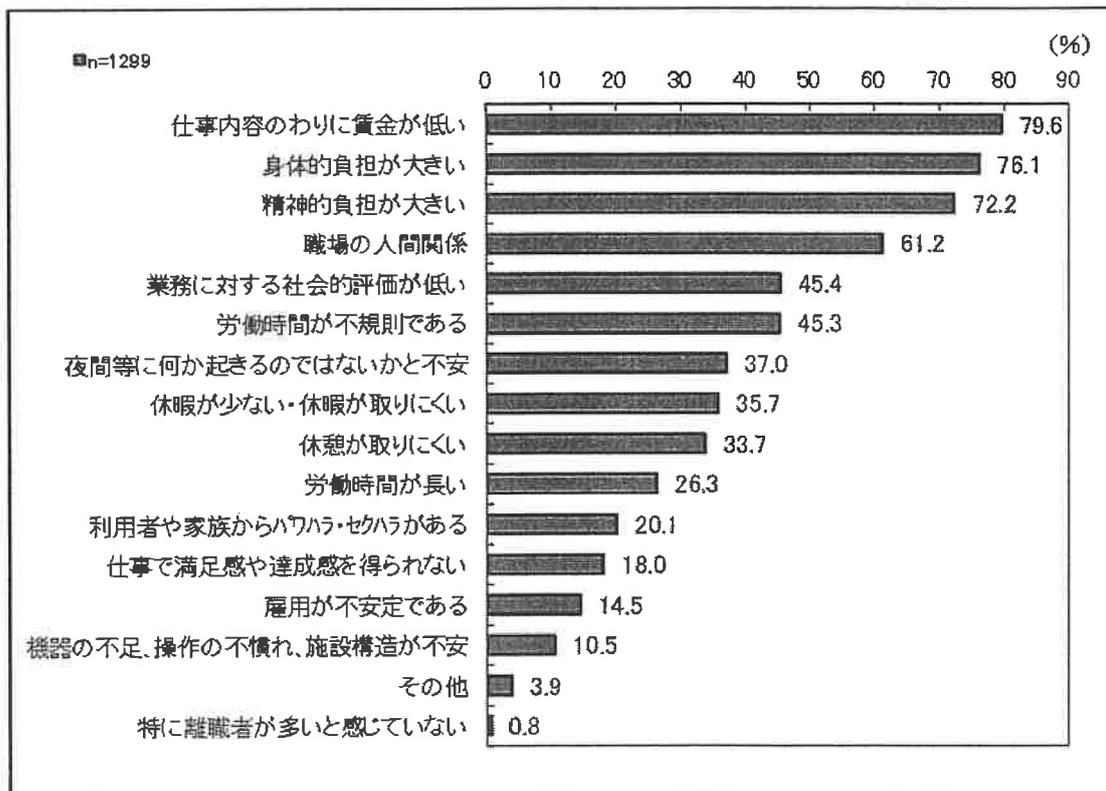
【介護人材不足実態調査（介護高齢福祉課独自調査）】

人材不足事業所内訳（全体数）

不足事業所数		163	/	217	不足事業所		75.1%
資格区分	雇用形態		配置希望人数(A)	配置人数(B)	介護職員不足人数(A-B)		
介護福祉士	正社員		1,057	846	211		
	非正社員	常勤	207	159	48		
		非常勤	339	309	30		
小計			1,603	1,314	289		
介護職員研修	正社員		288	241	47		
	非正社員	常勤	161	125	36		
		非常勤	439	376	63		
小計			888	742	146		
その他	正社員		144	149	△ 5		
	非正社員	常勤	51	48	3		
		非常勤	261	300	△ 39		
小計			456	497	△ 41		
計			2,947	2,553	394		

(7) 介護の業界で離職される人が多いのは、主にどのようなことが原因だと思われますか

【介護労働者の就業実態と就業意識調査 問24】



第2章 高齢者福祉の現状

【アンケート調査について】

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までを計画期間とする第八期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、本市の高齢者（要介護（要支援）認定者や一般高齢者、サービス利用者・未利用者）の生活状況や今後のサービス利用意向を把握するとともに、介護サービス事業所等で勤務する介護労働者等の実態を調査したものです。

調査種別	国指定・独自	対象者	配布数 合計 (票)	回収数 (票)	回収率 (%)
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	国指定 (必須+オプション) +独自	要支援認定者及び一般高齢者	3,000	1,918	63.9
② 介護保険サービス利用状況実態調査(利用者)	独自	要介護(要支援)認定者で介護サービスを利用している者	3,000	1,631	54.4
③ 介護保険サービス利用状況実態調査(未利用者)	独自	要介護(要支援)認定者で、居宅介護サービスを利用していない者	800	450	56.3
④ 在宅介護実態調査	国指定 +独自	要介護(要支援)認定を受けた者	1,000	571	57.1
⑤ 事業所における介護労働実態調査	独自	帯広市内に所在する介護サービスを提供する事業者	117	54	46.2
⑥ 介護労働者の就業実態と就業意識調査	独自	介護サービス事業所に勤務する介護労働者	3,512	1,299	37.0
⑦ 【新規】 居所変更実態調査	国任意	施設・居住系サービス事業所 ※住宅型有料老人ホーム・サ高住・軽費老人	106	72	67.9
⑧ 【新規】 在宅生活改善調査	国任意	居宅介護支援事業所・小規模多機能・看護多機能及び所属するケアマネジャー	56	28	50.0

第3章 第七期計画の実施状況

第1節 高齢者のいきがづくり

【第七期計画の取り組み】

バスの無料乗車証の発行による外出支援やスポーツ・学習活動、老人クラブ等での交流機会を促進するほか、就労支援等に努め、高齢者がいきがいを持って生活できる環境づくりを推進し、より多くの高齢者が主体的に社会参加できるよう支援を進めてきました。

【現状と課題】

令和2年6月に実施した計画策定のためのアンケート調査（以下「アンケート調査」）では「趣味がある」と答えた方が74.3%、「生きがいがある」と答えた方が63.3%となっており、前回の調査と同様の割合で推移しています。

一方、「会・グループへの参加状況」については「町内会・自治会」46.6%、「趣味のグループ」31.0%、「ボランティアのグループ」15.0%と全て前回調査を下回りました。

グループや組織に所属した活動や既存の交流の場への参加が減少傾向にあるのに対して、個人または友人等と気軽に参加できる活動や健康づくり、趣味活動のほか、高齢者の就労は増加しており、ライフスタイルの変化や社会参加活動に対する意識の多様化が見られます。就労的な活動等役割がある形での社会参加は、介護予防にも有効であり、いきがづくりにもつながります。高齢者が地域の担い手として活躍できる環境整備等社会参加が促進されるための仕組みづくりが課題となっています。

【具体的施策】

1 交流機会の促進

(1) 社会参加の促進

- ① 高齢者の健康づくりといきがづくりを支援し、積極的な社会参加、道路交通の安全確保及び環境負荷の低減を促すため、高齢者の公共交通機関による外出支援を進めています。
- ② 高齢者の豊富な知識や技術を活かして、懐かしい昔遊び教室、園芸等のイベントを通し世代間交流や地域交流の推進を図っています。
- ③ 高齢者の健康づくりといきがづくりを推進するため、ボランティア活動や研修会を支援し、社会参加の促進を図っています。

(2) 生涯学習の推進

- ① いきがづくりや仲間づくり、情報社会への適応等を目的とする学習の場や機会を提供するため、高齢者学級を開講するほか、その修了者による地域の自主グループ（わ

第3章 第七期計画の実施状況

かば会)の支援を進めています。

- ② 豊富な知識、経験、技術を活かしながら社会参加ができるよう、高齢者の地域ボランティア活動等の奨励に努めるとともに、世代間交流を進めています。
- ③ 高齢者の自主的な文化活動を進めるために、文化芸術の鑑賞機会や文化活動の発表機会の充実とともに、日々の生活に運動が取り入れられるよう、スポーツ活動に親しむ機会の充実を図っています。

(3) 老人クラブの育成

- ① 身近な地域における高齢者相互の交流と社会参加の機会を拡充するため、老人クラブの健康づくりや社会奉仕活動を支援しています。
- ② ひとり暮らしの高齢者等を訪問し、高齢者の孤独感や不安感の解消につなげる老人クラブの友愛訪問活動を支援しています。

(4) 交流の場の提供

- ① 高齢者・障害のある人・福祉団体等の活動の場である「グリーンプラザ」や、高齢者活動室・多目的活動室を備えた「市民活動交流センター」の運営等、高齢者がより交流しやすい環境づくりを進めています。
- ② 高齢者が、学校において児童・生徒との交流や学校支援等の活動に参加しやすい環境づくりを進めています。
- ③ 地域の高齢者等の交流の場である「地域交流サロン」の活動と運営を支援しています。

2 就労の場の確保・拡大

(1) 雇用就業機会の確保・拡大

高齢者の多様な働き方を実現するための雇用就業機会確保の取り組みを促進しています。

(2) 相談・斡旋機関との連携

働く意欲のある高齢者が、培った能力や経験を活かし生涯現役で活躍し続けられるよう、帯広公共職業安定所（ハローワーク帯広）等関係機関と連携しながら高齢者の就業支援を進めています。

〈主な事業の実績〉

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)	
おでかけサポート バス事業	乗車証延交付者数	21,952人	23,137人	23,956人	
	延利用人数	998,644人	978,718人	347,742人	
世代間交流事業 実施回数		60回	51回	0回	
各種研修会参加人数		646人	333人	0人	
バス研修事業 実施回数*		77回	46回	16回	
高齢者いきいきふれあい館 「まちなか」利用延人数		13,499人	13,026人	2,207人	
高齢者学級生徒数		171人	182人	139人	
わかば会会員数		675人	648人	570人	
老人クラ ブ	加入数	クラブ数	138クラブ	123クラブ	117クラブ
		会員数	6,631人	5,762人	5,266人
	友愛訪問	延回数	18,379回	15,980回	6,746回
		延人数	25,157人	22,114人	8,197人
グリーンプラザ利用延人数		124,984人	110,811人	19,577人	
市民活動交流センター利用延人数		17,188人	16,139人	4,170人	
地域交流サロン	利用延人数	22,163人	18,476人	28人	
	拠点数	31か所	30か所	30か所	
シルバー 人材センター	会員数	600人	566人	518人	
	受注件数	5,223人	4,927人	3,530人	

※平成30年度まで老人専用バス使用

第2節 健康づくり・介護予防の推進

【第七期計画の取組】

各種検診等や健康教育、健康相談等の実施により、糖尿病やがんなどの生活習慣病やこころの病の発症を予防することで、高齢になっても、生活の質（QOL）を維持し、いきがいをもち健康で自立して暮らすことができるような環境づくりが重要です。

また、高齢者の身体の状態はフレイルを経て徐々に要介護状態に陥るといった過程をたどるため、フレイル対策の視点を持ち、要介護状態になってもその重度化を防ぐことが重要であり、介護予防事業において、活動のきっかけづくりや自主的な活動の継続を支援する各種事業を実施し、社会参加を通じた介護予防の推進を図ってきました。

【現状と課題】

健康づくりにおいては、糖尿病有所見者の割合が国や北海道に比べ高い*ほか、高齢になるにつれてこの割合が高くなる状況となっています。

また、高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態に陥りやすく、重症化予防・フレイル予防の取り組みを充実させる必要があります。

介護予防においては、事業参加者の減少傾向や利用団体の固定化が課題となっています。活動のきっかけづくりを行う事業参加者への聞き取りからは、参加前にすでに運動や趣味、ボランティア等の自主的な活動を定期的に行っている方の参加が多く、事業への参加を促したい、日頃活動をしていない方の利用が少ないのが現状です。

また、アンケート調査では、地域での様々な「会・グループへの参加」の全項目に対し、「参加していない」と回答した方が23.0%となりました。新型コロナウイルス感染症の流行による、外出の自粛や自主活動の休止等の状況も重なり、活動量の減少によるフレイルの進行が懸念され、従来のような住民主体の通いの場の充実に加え、自主的な介護予防を継続的に行うことができる取り組みが課題となっています。

こうした高齢者の特性や活動状況等を踏まえた支援としては、介護予防事業への保健医療の視点からのアプローチが十分でないことや、後期高齢者の保健事業は健康診査の実施が中心となっているなどの現状があり、今後、個々の状況に応じたきめ細かな対応ができるよう、保健事業と介護予防を一体的に実施する必要があります。

※糖尿病の有所見（HbA1cが基準値を超えている）割合

全国 57%、北海道 53.3% 帯広市 63.8%（平成30年度帯広市特定健診）

【具体的施策】

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの充実

食生活や運動、休養等健康づくりに関する講座等により知識の普及・啓発を図り、

住民自身が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援しています。また、疾病の重症化予防やこころの健康に関する活動のわかりやすい情報発信、相談活動等に取り組んでいます。

① 健康教育

地域包括支援センターや様々な職種と連携しながら、町内会や自主サークル、企業等を対象に地域に出向き、食生活や運動、生活習慣病やがん検診、こころの健康等に関する講話や実技を行っています。

② 健康相談

健診結果の説明や糖尿病等の生活習慣病予防等の健康づくりに関する相談や、ストレスや不安等のこころの健康に関する相談に応じています。

③ 訪問指導

訪問により健康問題を総合的に把握し、必要な保健指導を行っています。

④ ボランティアの養成と育成

食生活改善推進員や健康づくり推進員等のボランティアを養成し、保健事業への参画等、地域活動へと展開するための支援を行っています。

2 生活習慣病予防と重症化予防

(1) 各種健診・がん検診等の実施

① 特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防を図っています。

② 後期高齢者健康診査

後期高齢者の疾病の早期発見及び健康の保持増進を図っています。

③ 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症の早期発見・早期治療につなげるとともに、骨粗しょう症予防に関する正しい知識の普及・啓発を図っています。

④ 各種がん検診

早期発見・早期治療のため、胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん・大腸がんなどの各種がん検診を実施しています。

(2) 高齢者に対する予防接種の推進

高齢者に対する肺炎やインフルエンザの感染を防ぎ、重症化の予防を図っています。

第3章 第七期計画の実施状況

3 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

関係機関との連携、民生委員・児童委員や地域住民からの情報提供、相談等から支援を必要とする人を把握し、その情報を活用しながら住民主体の介護予防活動へつなげるよう進めています。

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識の普及・啓発のため、パンフレットなどの作成・配布とともに、講話や実技を通して自主的な介護予防活動を継続するため支援しています。

(3) 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、自主活動グループへ講師を派遣するなど介護予防に資する地域の自主的な活動組織の育成や運営等の支援を行っています。

また、ボランティア活動等社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を推進しています。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の参画を促進しています。

(5) 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図っています。

〈主な事業の実績〉

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)	
出前健康講座	実施件数	174件	185件	28件	
	参加延人数	4,800人	4,448人	386人	
健康相談件数		605件	898件	1,060件	
訪問指導件数		95件	101件	32件	
特定健康診査受診率		34.7%	32.8%	12.3%	
後期高齢者健康診査受診率		23.4%	21.0%	10.9%	
各種がん検診平均受診率		31.3%	26.5%	12.0%	
骨粗しょう症検診受診人数		202人	171人	46人	
予防接種者数	インフルエンザ	20,959人	22,747人	0人	
	肺炎球菌	3,762人	1,578人	1,258人	
介護予防 普及啓発	講演会、 相談会 等	開催回数	327回	177回	46回
		参加延人数	6,497人	4,229人	1,129人
	運動 教室等	開催回数	580回	580回	178回
		参加延人数	5,681人	5,380人	1,677人
地域活動組織への 支援・協力等	開催回数	369回	319回	86回	
	参加延人数	6,218人	5,216人	709人	
介護予防ボランティアポイント 事業参加者		54人	74人	—	
活動継続コースの活動支援者数		55人	45人	45人	

第3節 在宅サービスの充実

【第七期計画の取組】

国は、地域包括支援センターに対して事業の自己評価と質の向上を図ること、市町村に対して地域包括支援センターの実施状況の評価を義務付けており、事業評価を活用した地域包括支援センターの機能強化を図ることとしました。これを踏まえ、市では地域包括支援センターと協議しながら国の評価項目に加え独自項目を設定し、事業評価を実施しています。

また、多職種協働によるケアマネジメント支援を推進するための地域ケア会議を開催し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、医療機関や訪問看護等の在宅医療の充実や医療と介護の連携強化に努めました。

さらに、介護サービス基盤の整備については、高齢者が安心して暮らせるように、介護保険在宅サービスを提供したほか、地域密着型サービスの整備を進めてきました。

【現状と課題】

高齢者が身近な地域で相談できるように、各日常生活圏域に地域包括支援センターの相談窓口を設置し、総合的な相談支援体制を整備しました。アンケート調査では、「地域包括支援センターを知っていますか」の質問に「知っている」と回答した人が38.1%となり、前回調査（平成29年6月）の34.5%、前々回調査（平成26年6月）の33.1%からは徐々に増加しているものの、4割弱にとどまっている状況です。

また、地域包括支援センターでの個別ケア会議の開催数が増加し、地域での支援ネットワークの構築や集いの場の創設につながっていますが、個別事例の検討の積み重ねにより、地域全体で課題となっていることに対しては、解決に向けて必要な施策等を検討していく必要があります。

在宅医療・介護サービスにおいては、訪問看護や24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問看護介護等、医療ニーズの高い高齢者への介護サービス量が増加してきています。

アンケート調査では「可能な限り自宅で介護を受けたい」と回答した人が58.4%となっています。一方、市民にとって在宅医療・介護に関する情報が不足しているとの意見もあり、在宅での生活をできる限り継続するためには、在宅サービスを充実していくことのほか、在宅医療と介護連携の推進を図るとともに、在宅医療に関する普及啓発を行うことも課題となっています。

そのほか、見守りなどの生活支援サービスにおいて、近年利用者の減少傾向が続いていますが、民間サービスの参入も一因と考えられ、多様な民間サービスを含め社会資源を自由に選択し利用できるように、地域の生活課題の把握や見守りに加え、多様なサービスの周知を行うことが必要と考えます。

【具体的施策】

1 総合的な相談体制の整備

(1) 総合相談体制の充実

市福祉部署の相談窓口や、8つの日常生活圏域に設置した地域包括支援センターの相談窓口において、高齢者の個々のニーズに合った介護、保健、福祉、医療等のサービスについて相談や連絡調整等を実施しています。

(2) 地域包括支援センターの充実

① 包括的支援事業の実施

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務のほか、総合事業における介護予防ケアマネジメント事業の実施、ひとり暮らし高齢者への支援を一体的に実施しています。

② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの適切な事業評価に努め、人員体制が確保され、質の向上につながるよう取り組みを進めています。

③ 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターは、個別ケースを検討するため個別ケア会議を開催し、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題の発見を進めています。また、帯広市ネットワーク会議により、日常生活圏域単位では解決が困難な市全体で対応すべき課題を整理し、地域に必要な社会資源の開発や地域づくりなどへつなげるよう取り組んでいます。

2 介護予防・生活支援サービス事業

帯広市独自の緩和した基準によるサービス及び住民主体のサービスを含む介護予防・生活支援サービス事業について、要支援1・2の人、事業対象者の利用実績及び見込みなどを勘案し、専門的なサービスに加え、健康な高齢者を含む地域住民やNPO法人等多様な主体によるサービス提供体制の整備を進めています。

(1) 訪問型サービス事業

在宅での日常生活に支障のある人が、訪問による援助を受けることにより、能力に応じ自立した生活を送ることができるよう、緩和した基準で行うサービスの従事者の養成及びサービスの創出等を図っています。

第3章 第七期計画の実施状況

(2) 通所型サービス事業

在宅で生活している人が心身機能の維持向上のためデイサービスなどで日常生活上の支援及び機能訓練等を受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の整備を進めています。

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターなどが対象者の状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成し、在宅生活が継続できるよう支援しています。

3 在宅医療・介護サービス

介護給付（要介護1～5）や予防給付（要支援1・2）の介護保険在宅サービス、日常生活圏域内での地域密着型サービスの提供体制の整備・充実等を図るとともに、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療や介護サービスを切れ目なく提供するという観点から、看護小規模多機能型居宅介護や24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することにより、医療と介護の連携の強化等を図っています。

(1) 介護給付の充実

これまでの在宅サービスの利用実績・見込みや要介護認定者数の伸びなどの状況を勘案し、要介護者の自立した生活を支援するために介護給付の提供体制の充実を図っています。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

在宅での日常生活に支障のある要介護認定者等が、身体の介助や日常生活の援助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充実を図っています。

② 訪問入浴介護

在宅での入浴が困難な要介護認定者等が、巡回入浴車を利用した入浴介助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実を図っています。

③ 訪問看護

通院が困難な要介護認定者等が在宅で医療的処置等を受けることにより、健やかで安心した生活を送ることができるよう、必要なサービスの提供体制の充実を図っています。

④ 訪問リハビリテーション

通院等の困難な要介護認定者等が在宅で機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要な

サービス提供体制の充実を図っています。

⑤ 通所サービス

ア 通所介護（デイサービス）

在宅の要介護認定者等がデイサービスセンターなどで心身機能の維持・向上のため機能訓練等を受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実を図っています。

イ 通所リハビリテーション（デイケア）

在宅の要介護認定者等が介護老人保健施設等で心身機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実を図っています。

⑥ 短期入所サービス（ショートステイ）

要介護認定者等が心身機能を維持し、在宅生活の継続や家族の介護負担軽減を図るレスパイトケアを推進するため、短期的に介護老人福祉施設等に入所できるショートステイのサービス提供体制の充実を図っています。

また、家族の突然の怪我や病気、葬儀等の緊急時に利用できる緊急ショートステイのサービス提供体制の充実を図っています。

⑦ 居宅療養管理指導

通院等が困難な要介護認定者等が在宅で医師等から心身の状況に応じた療養上の管理指導を受けることにより、質の高い療養生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実を図っています。

⑧ 福祉用具の貸与・購入

要介護認定者等が心身の状況等に応じた福祉用具の貸与を受けたり、購入したりすることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実を図っています。

⑨ 住宅改修

要介護認定者等の心身の状態に応じた住宅改修が行われることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実を図っています。

⑩ 特定施設入居者生活介護

要介護認定者等の多様な住まいへのニーズに応じたサービス提供体制の充実を図っています。

第3章 第七期計画の実施状況

(2) 予防給付の充実

介護保険法の基本理念である「自立支援」を基本とし、高齢者等が介護の必要な状態にならずに、可能な限り健康で元気な生活を送ることができるように、心身状態の維持・改善の見込まれる要支援者への予防給付の提供体制の充実を図っています。

(3) 地域密着型サービスの整備・充実

「地域密着型サービス」とは、高齢者が要支援又は要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、サービスの提供を行うものです。

本市においても、日常生活圏域内でサービス提供ができるよう、関係事業者等の協力を得ながらサービス提供体制の整備・充実を図っています。

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が自宅で生活する雰囲気のまま専門的な介護を受けることにより能力に応じ自立した生活を送ることができるよう、3ユニット定員27人の整備を進めています。

② 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

中重度の要介護認定者が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、1か所29床の整備を進める予定でしたが、希望する事業者がなく、未整備となりました。
※ 平成30年4月より、広域型特別養護老人ホームに10床を移行。

③ 小規模多機能型居宅介護

通いのサービスを中心として、訪問や泊まりを組み合わせたサービスを受けられる小規模多機能型居宅介護の提供体制の充実を図っています。

④ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズが高い要介護認定者が在宅において介護と看護の両面から柔軟なサービスを受けられるよう、1か所（登録定員29人）の整備を進める予定でしたが、希望する事業者がなく、未整備となりました。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を密接に連携した定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供体制の充実を図っています。

⑥ 地域密着型通所介護

在宅の要介護認定者等がデイサービスセンターなどで心身機能の維持・向上のため機能訓練等を受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実を図っています。

⑦ 認知症対応型通所介護

認知症の人がデイサービスセンターなどで心身機能の維持・向上のため機能訓練等を受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実を図っています。

(4) 在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療機関や訪問看護等の在宅医療の充実とともに、医療と介護の連携強化が重要な課題となります。

在宅医療においては、医師をはじめ、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、訪問看護訪問リハビリテーション・生活支援サービス提供者等との連携が必要になるとともに、市民や医療・介護関係者の在宅医療に関する理解が必要です。

本市においては、在宅医療・介護ネットワーク会議を立ち上げ、多職種が協働しながら地域課題の抽出や対応策の検討を行っています。加齢に伴う疾病やがんの終末期で医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅支援の体制を整えるために、次の在宅医療・介護連携推進事業を行っています。

- ① 地域の医療・介護資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築・推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係町村の連携

4 生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の高齢者が増加することから、関係機関や民間企業との連携を図りながら、安否確認や見守り体制等の充実を図っています。

また、介護者の支援について介護者同士が交流できる場の充実を図っています。

(1) ひとり暮らし等高齢者への支援

安否確認・見守りサービスなどで孤独感の解消を図り、在宅生活が可能となるよう高齢者サービスを進めています。

第3章 第七期計画の実施状況

(2) ねたきり・認知症高齢者への支援

理美容サービスなど、ねたきり高齢者の在宅支援のサービスを進めています。

(3) 介護者への支援

在宅の高齢者を介護する人の心身及び経済的負担の軽減を図るためのサービスを進めています。

5 住環境の整備

(1) 市営住宅においては、高齢者世帯等が安心して住み続けられるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅の整備を進めています。

(2) 高齢者世帯等の居住の安定のため、公的賃貸住宅への家賃減額補助を行っています。

(3) 高齢者が安心して使えるユニバーサルデザインの居室等へ改造を進めるため、「ユニバーサルデザイン住宅補助金」等の活用を促進しています。

(4) 公共建築物をはじめ道路、公園、公共交通機関等について、市民や関係機関の協力を得ながら、誰もが安心して利用できる環境整備の促進に取り組んでいます。

〈主な事業の実績〉

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)
地域包括 支援セン ター	相談受理件数	16,479 件	14,082 件	5,908 件
	介護予防ケアマネジメント・ 予防給付件数	23,121 件	24,178 件	11,961 件
	権利擁護に関する 相談受理件数	196 件	278 件	135 件
	ケアマネジャーからの相談 受理件数	296 件	186 件	63 件
	認知症に関する 相談対応件数	1,892 件	1,793 件	731 件
地域ケア 会議 開催回数	個別ケア会議	38 回	47 回	22 回
	地域ケア推進会議	—	1 回	0 回
	在宅医療・介護 ネットワーク会議	3 回	2 回	0 回
	生活支援・介護予防 ネットワーク会議	4 回	2 回	0 回
	認知症ケア ネットワーク会議	3 回	2 回	0 回
	高齢者虐待防止 ネットワーク会議	1 回	1 回	0 回
介護予防 ・生活支 援サービ ス	訪問介護事業所数	42 箇所	46 箇所	47 箇所
	てだすけサービス事業所数 (緩和した基準による訪問型サー ビス)	28 箇所	32 箇所	33 箇所
	つながりサービス事業所数 (住民主体の訪問型サービス)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	通所介護事業所数	56 箇所	57 箇所	59 箇所
	ふれあいサービス事業所数 (緩和した基準による通所型サー ビス)	10 箇所	11 箇所	11 箇所
在宅医 療・介護 サービス (介護給 付サービ ス)	訪問介護事業所数	49 箇所	46 箇所	51 箇所
	訪問入浴介護事業所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	訪問看護事業所数	16 箇所	17 箇所	20 箇所
	訪問リハビリテーション事 業所数	5 箇所	7 箇所	12 箇所
	通所介護事業所数	25 箇所	26 箇所	26 箇所
	通所リハビリテーション事 業所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	短期入所生活介護事業所数	16 箇所	16 箇所	16 箇所
	短期入所療養介護事業所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	居宅療養管理指導事業所数	12 箇所	13 箇所	13 箇所
	福祉用具取扱事業所数	21 箇所	17 箇所	18 箇所
	受領委任払登録事業所数	279 箇所	280 箇所	280 箇所
特定施設入居者生活介護事 業所数	12 箇所	12 箇所	12 箇所	

第3章 第七期計画の実施状況

〈主な事業の実績〉

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)	
在宅医療・介護サービス (地域密着型サービス)	認知症対応型共同生活介護事業所数	34 か所 566 床	35 か所 594 床	35 か所 594 床	
	地域密着型介護老人福祉施設事業所数	11 か所 319 床	11 か所 319 床	11 か所 319 床	
	小規模多機能型居宅介護事業所数	13 か所 登録定員 350 人	13 か所 登録定員 350 人	13 か所 登録定員 350 人	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所数	3 か所 登録定員 87 人	3 か所 登録定員 87 人	3 か所 登録定員 87 人	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	2 か所	3 か所	3 か所	
	地域密着型通所介護事業所数	27 か所	26 か所	26 か所	
	認知症対応型通所介護事業所数	5 か所	5 か所	5 か所	
生活支援サービス	ひとり暮らし高齢者登録者数	2,175 人	2,139 人	2,086 人	
	ひとり暮らし高齢者訪問活動事業利用人数	612 人	520 人	438 人	
	高齢者在宅生活援助サービス利用人数	50 人	48 人	10 人	
	緊急通報システム事業利用台数	678 台	623 台	599 台	
	配食サービス	利用人数	643 人	562 人	441 人
		配食数	89,707 食	90,333 食	40,701 食
	短期入所施設利用等移送サービス利用件数	0 件	2 件	0 件	
	ねたきり高齢者等寝具類クリーニングサービス利用件数	144 件	106 件	61 件	
	ねたきり高齢者等理美容サービス利用件数	369 件	307 件	129 件	
	家族介護用品支給事業利用人数	125 人	138 人	105 人	
	家族介護者支援	実施回数	8 回	8 回	0 回
		利用人数	83 人	92 人	0 人
	ごみ戸別収集登録数	406 人	433 人	458 人	
住環境整備	UD住宅補助金利用件数	改造	31 件	26 件	14 件
		新築・増改築	1 件	0 件	1 件

第4節 施設サービスの充実

【第七期計画の取組】

在宅での生活が困難な高齢者がニーズに応じた施設サービスを受けられるよう、日常生活圏域ごとのバランス、入所希望者の実態や緊急性のほか、介護人材確保の課題も考慮しながら、施設整備を進めてきました。

【現状と課題】

第七期計画では、ショートステイからの用途変更により広域型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を進めたものの、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）については、開設圏域を拡大しての再公募、事業者への複数回の意向調査、道外事業者向けの周知等を行ったものの、整備を希望する事業者がなく、未整備となりました。

介護事業者への調査結果から、介護人材の確保や建設用地の確保が困難であることが、施設が一部未整備となった要因として捉えています。また、介護人材不足調査において施設サービスを運営している事業者が在宅サービスを運営している事業者より「介護職員が不足している」と回答した割合が多くなっており、介護人材の確保が大きな課題となっています。

一方、これまでの施設整備により、特別養護老人ホームの待機者数は、令和2年6月末現在で609人と減少傾向にあるほか、市民アンケート調査では、「可能な限り自宅で介護を受けたい」と回答した人が58.4%と前回調査結果（49.9%）を上回っています。

できる限り在宅サービスを継続していくための取り組みや、有料老人ホームなど多様な住まいの設置状況を勘案した施設整備を進めることが課題となっています。

【具体的施策】

1 介護保険施設等の整備

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

① 広域型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備

第七期計画中にショートステイからの用途変更で25床の整備を進めました。これまでの整備数は509床となります。

② 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の整備

第七期計画中に1か所29床の整備を進める予定でしたが、整備を希望する事業者がなく、未整備となりました。これまでの整備数は319床となります。

（再掲、第3節 在宅サービスの充実、3 在宅医療・介護サービス、(3) 地域密着型サービスの整備・充実）

第3章 第七期計画の実施状況

2 多様な住まいの普及の推進

高齢者が多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいを選ぶことができるよう、養護老人ホームや生活支援ハウスなどが整備されているほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいに関する情報の周知を図っています。

3 住まいに関する相談支援

高齢者の住まいに関する相談において、住宅改修や住み替えなど将来を見据えた住まいの情報提供等を行っています。

また、空き家等に関する情報提供や相談窓口の設置等、関係部課と連携し相談支援を行っています。

〈主な事業の実績〉

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)
地域密着型介護老人福祉施設 (箇所数・定員数)	11 箇所 319 床	11 箇所 319 床	11 箇所 319 床
養護老人ホーム (箇所数・定員数)	2 箇所 200 床	2 箇所 200 床	2 箇所 200 床
生活支援ハウス (箇所数・定員数)	2 箇所 40 床	2 箇所 40 床	2 箇所 40 床
軽費老人ホーム (箇所数・定員数)	1 箇所 50 床	1 箇所 50 床	1 箇所 50 床
サービス付き高齢者住宅 (箇所数、居室数)	—	14 箇所 470 室	15 箇所 505 室
住宅型有料老人ホーム (施設数・定員数)	—	21 施設 505 人	21 施設 505 人

第3章 第七期計画の実施状況

日常生活圏域ごとの状況

日常生活圏域名	面積 (km ²)	人口 (人)	高齢者 人口 (人)	要介護(支援) 認定者数 (人)	サービス基盤の状況(第七期計画末)						
					施設系サービス			居住系サービス			
					区分	施設	床数	区分	施設	床数	
1 東	7.83	15,308	4,470	計	987	計	1	29	計	11	495
				要支援	318	特養			グループホーム	5	90
				要介護	669	小規模特養	1	29	特定施設	6	405
						老健			(ショートステイ)		
						療養型			(小規模多機能)	(1)	(25)
2 川北	6.82	22,669	6,391	計	1,245	計	3	158	計	5	122
				要支援	395	特養			グループホーム	4	72
				要介護	850	小規模特養	2	58	特定施設	1	50
						老健	1	100	(ショートステイ)	(2)	(11)
						療養型			(小規模多機能)	(2)	(47)
3 鉄南	5.58	22,160	6,806	計	1,437	計	3	147	計	8	200
				要支援	510	特養	1	89	グループホーム	6	90
				要介護	927	小規模特養	2	58	特定施設	2	110
						老健			(ショートステイ)	(1)	(4)
						療養型			(小規模多機能)	(2)	(58)
4 西	5.10	19,631	5,752	計	1,259	計	3	229	計	4	81
				要支援	453	特養			グループホーム	4	81
				要介護	806	小規模特養	1	29	特定施設		
						老健	2	200	(ショートステイ)	(1)	(1)
						療養型			(小規模多機能)	(2)	(50)
5 広陽・ 若葉	5.80	26,975	8,681	計	1,531	計	1	29	計	6	141
				要支援	526	特養			グループホーム	5	90
				要介護	1,005	小規模特養	1	29	特定施設	1	51
						老健			(ショートステイ)	(1)	(10)
						療養型			(小規模多機能)	(1)	(29)
6 西帯広 ・開西	19.05	20,750	5,922	計	899	計	3	158	計	2	36
				要支援	269	特養			グループホーム	2	36
				要介護	630	小規模特養	2	58	特定施設		
						老健	1	100	(ショートステイ)	(1)	(7)
						療養型			(小規模多機能)	(2)	(54)
7 南	18.36	31,126	8,321	計	1,613	計	5	358	計	8	308
				要支援	496	特養	2	200	グループホーム	6	108
				要介護	1,117	小規模特養	2	58	特定施設	2	200
						老健	1	100	(ショートステイ)	(3)	(40)
						療養型			(小規模多機能)	(3)	(87)
8 川西・ 大正	550.40	6,176	2,132	計	477	計	2	220	計	4	45
				要支援	148	特養	2	220	グループホーム	4	45
				要介護	329	小規模特養			特定施設		
						老健			(ショートステイ)	(2)	(20)
						療養型			(小規模多機能)		
合計	618.94	164,795	48,475	計	9,448	計	21	1,328	計	48	1,428
				要支援	3,115	特養	5	509	グループホーム	36	612
				要介護	6,333	小規模特養	11	319	特定施設	12	816
						老健	5	500	(ショートステイ)	(11)	(93)
						療養型			(小規模多機能)	(13)	(350)
					(看護小規模)	(3)	(87)				

※令和2年9月末現在

特養：介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	医療院：介護医療院	ショートステイ：短期入所生活介護
小規模特養：地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)	グループホーム：認知症対応型共同生活介護	小規模多機能：小規模多機能型居宅介護
老健：介護老人保健施設	特定施設：特定施設入居者生活介護	看護小規模：看護小規模多機能型居宅介護
療養型：介護療養型医療施設		

第5節 地域で支える仕組みづくり

【第七期計画の取組】

ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、疾病の有無、経済状況の違いなどにより、一人ひとりの高齢者が抱えるニーズは多様であり、高齢者自らの取り組みによる自助、介護保険サービスや医療保険の共助、高齢者保健福祉サービスや生活保護等の公助だけでなく、地域におけるボランティアなど、市民同士が支え合う互助の取り組みが重要となっています。

そのため、市民の意識啓発はもとより、地域交流活動やボランティア活動の促進のほか、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携により、地域福祉ネットワークの構築を図ってきました。また、生活支援体制整備において地域の団体や関係機関との連携を強化し、地域の見守りの促進等を推進してきました。

【現状と課題】

互助による生活支援の体制を整備する生活支援体制整備事業においては、「ちょっとした支え合いサポーター養成講座」の受講数が増加しているほか、地域でできる支え合い活動について、地域支え合い推進員を中心に住民主体の話し合いを行う環境が構築されてきています。しかしながら、互助の取り組みは個人による活動にとどまっており、団体や事業者の設立が少ない状況であり、サポーターが安心して活動できる仕組みづくりが必要です。

高齢者虐待については、認知症の進行や養護者の介護疲れなどによる同居の配偶者や子からの身体、心理的虐待が多く、引き続き未然に防ぐための正しい知識の普及や、関係機関との連携による早期の相談対応及び支援のための介入が必要と考えます。

そのほか、アンケート調査では、成年後見制度について、「知っている」が50.7%と最も多い一方で、成年後見支援センター「みまもーる」については「知らない」が74.6%と多くなりました。今後、高齢者数の増加に伴い、認知症等により判断能力が十分でない高齢者等成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれるため、制度の周知や相談体制の強化が課題となっています。

【具体的施策】

1 市民の意識啓発

高齢社会の問題を市民一人ひとりの問題として捉えられるよう、市民の意識啓発を図り、町内会、子ども会、老人クラブなどの連携を深め、交流促進を図っています。

2 生活支援体制整備

地域包括ケアにおける互助の体制整備として、第1層生活支援コーディネーター及び各日常生活圏域に地域支え合い推進員を配置し、市民の参画による生活支援を推進するための協議体を開催するほか、互助による生活支援の担い手を養成する「ちょっとした

「支え合いサポーター養成講座」開催及びちょっとした支え合いサポーター登録者を活躍の場へつなげていくなど、協働による市全域及び各日常生活圏域の実情に応じた重層的な地域支え合いを推進しています。

また、第1層生活支援コーディネーター及び地域支え合い推進員の活動により把握・資源開発された生活支援の取り組みに関する情報について、市民及び関係者へ適切かつ迅速な提供を図っています。

3 ボランティア活動の促進

各種ボランティア養成事業を通じて市民のボランティア活動に対する意識啓発及びボランティアの養成、ボランティア団体の育成・支援並びに各関係団体との連携を図っています。東日本大震災、胆振東部地震等をきっかけにボランティアセンターへの関心が高まったこともあり、ボランティア登録者数は増加しています。

4 地域福祉の推進

(1) 地域福祉ネットワークの促進

各種団体の事業を通じて地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会の福祉関係者の連携を図っています。また、ボランティア団体の育成や支援のほか、団塊の世代等の幅広い知識と経験を活用し、地域福祉活動の充実、促進を図っています。

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

虐待の早期発見と迅速な対応と支援に結びつけるため、地域包括支援センターや高齢者虐待防止ネットワークの機能を活用して高齢者虐待防止対策を推進しています。

(3) 帯広市きづきネットワークの体制強化

民間事業所、医療機関、町内会等の団体、関係機関、そして市関係部課との連携を図りながら、高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域の見守り体制強化に取り組んでいます。

(4) 悪質な訪問・電話勧誘販売等の防止対策の推進

帯広消費者協会等関係機関と連携し、高齢者に対する悪質な訪問販売や電話勧誘販売、振り込め詐欺等の防止対策を進めています。

5 成年後見制度等の利用促進

認知症等により判断能力が低下した高齢者のうち、財産・金銭管理や身上監護等の本人の保護・支援を行う成年後見支援制度の利用が必要な人に対し、制度の活用を促すため、成年後見支援センター「みまもーる」を中心に制度周知や相談体制の強化を図るとともに、後見等に必要な知識等を習得した市民後見人を養成するなど権利擁護体制の充実を図っています。

第3章 第七期計画の実施状況

6 防災・防犯体制等の整備

- (1) 「おびひろ避難支援プラン」に基づき、災害時において自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人等の「災害時要援護者」に対する避難支援計画の作成を促進し、安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- (2) 関係機関や老人クラブなどと連携し、体験・参加型の研修会・講習会の実施や市民ぐるみでの交通安全運動を進めています。
- (3) 高齢者や障害のある人等が安全に通行できるよう交通安全注意喚起看板を設置するなど、安全な交通環境の整備を進めています。

〈主な事業の実績〉

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)
ボランティア登録者数	49人	46人	13人
ボランティア登録団体数(人数)	142団体 (4,770人)	144団体 (5,288人)	108団体 (3,065人)
ボランティアモデル指定校	9校	8校	9校
ボランティア養成講座開催数	3講座5日間	4講座3日間	0講座0日間
災害ボランティア養成講座開催数	3講座1日間	3講座1日間	0講座0日間
いきいき交流会開催数	27回	27回	—
福祉部設置町内会数	352町内会	352町内会	351町内会
市民後見人養成研修修了者数	19人	18人	集計中
法人後見新規受任件数	22件	18件	7件
市長申立件数	16件	22件	8件
高齢者虐待通報件数 (高齢者虐待認定件数)	52件 (26件)	37件 (11件)	32件 (6件)

第6節 認知症施策の推進

【第七期計画の取組】

認知症サポーター養成講座を小中学校で実施するなど、認知症に対する正しい理解を深めるための普及・啓発を行ったほか、介護予防事業を通じて認知症の発症予防に取り組みました。また、早期診断につなげるための相談体制の整備や医療と介護の連携の強化を図ってきました。

認知症の方や家族に対する地域の見守り体制については、行方不明時の捜索を行うネットワークの広域化や運用方法の改善等、地域住民、関係機関、民間企業及び行政が連携し、充実を図りました。

【現状と課題】

様々な媒体や研修を通じた普及啓発により、認知症への関心が高まっていると捉えているものの、アンケート調査では、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」の質問について「はい」と回答した人が32.5%という結果であること、認知症が進行してから相談につながる事例があることなどから、相談窓口も含め認知症に対する理解を深めるためには、今後もさらなる普及啓発が必要です。

また、アンケート調査で、「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか」の質問について「はい」と回答した人は12.7%と多くありませんでしたが、認知症に関連した物忘れなどの3つの項目のうち1つでも該当した人は61.3%となりました。認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の発症を遅らせることや進行を緩やかにするためには、早期発見・早期受診が重要なことから、介護関係者・かかりつけ医・専門医療機関が連携した支援体制が必要となっています。

加えて、認知症サポーターの養成は進んでいますが、何らかの活動をしたいという人たちに対して具体的な活動に結びつけられていない現状があります。認知症の方や家族に対する地域の見守り・支援体制の充実のため、認知症に関するさらなる学習の機会等も設けながら、活動希望の有無を尊重しつつ認知症サポーターの活動を支援する取り組みが課題となっています。

【具体的施策】

1 正しい知識の普及・啓発

認知症の人やその家族の地域生活を支援するため、認知症ガイドブックの活用や「認知症サポーター養成講座」等を通じ、認知症の発症予防や若年性認知症を含めた認知症に関する正しい知識の普及・啓発を促進しています。特に、認知症の人を含む高齢者への対応が多いと考えられる企業のほか、小・中学生において認知症サポーター養成講座を開催するなどの取り組みを進めています。

第3章 第七期計画の実施状況

2 予防対策の推進

高血圧、糖尿病や喫煙等は認知症の危険因子とされており、生活習慣病と認知症の関係についての周知・啓発を、出前健康講座等を通して行っています。

また、運動、社会交流や趣味活動等が認知機能低下の予防につながることを踏まえ、地域交流サロンや自主活動グループへの参加を進めています。

3 相談・支援体制の充実

認知症施策を地域で推進するため、地域包括支援センターによる総合相談や権利擁護事業に取り組んでいます。

認知症初期集中支援チームが関係機関と連携を図りながら、早期相談や早期診断後の支援につなげています。

また、認知症の人やその家族、地域住民、専門職が相互に情報を共有し、相談できるつどいの場として認知症カフェの登録数の拡大を進めるとともに、認知症サポーターの活用等、支援体制の充実を図っています。

4 医療と介護の連携強化

認知症地域支援推進員が認知症疾患医療センターなどと連携し、地域の支援機関相互の連携を図るための支援を行っています。また、認知症ケアに携わる多職種の研修等により、医療と介護の連携強化を図っています。

5 地域の見守り体制の構築

関係機関と連携し、保健、医療、福祉サービスの調整を図り、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、民間企業や、認知症サポーターなどによる見守り体制を充実させ、認知症の人の早期発見、早期対応を進めています。

また、警察、保健所、介護サービス事業所や民間事業者等による「認知症高齢者等SOSネットワーク」により、外出して行方がわからなくなる高齢者等の早期発見・再発予防を進めています。

さらに、認知症サポーターが復習も兼ねて学習する機会を設け、認知症サポーターの意欲に応じ具体的な活動に結びつくよう支援するほか、認知症の人への声かけや対応方法を体験して学ぶ行方不明時の模擬訓練等を通じて地域での見守り体制を強化しています。

〈主な事業の実績〉

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)
認知症サポーター 養成講座	開催回数	50回	57回	20回
	参加延人数	1,363人	1,245人	1,436人
出前講座・講演会	開催回数	24回	5回	0回
	参加延人数	476人	106人	0人
認知症・家族の 集い茶話会	実施回数	21回	10回	3回
	参加延人数	148人	123人	25人
認知症カフェ設置数		13か所	13か所	13か所
認知症初期集中支援対象者数		7人	14人	7人
認知症高齢者等SOSネットワーク 通報件数(延べ件数)		42人	33人	12人

第7節 指標の評価結果

介護保険法では、自立支援・重度化防止に関し、市町村が取り組むべき施策及び目標を本計画の必須事項と定め、その取り組みと指標の評価結果について、北海道へ報告することとされています。

本市では、施策ごとに以下のとおり指標を設定し、達成率によりAからDの4段階で評価しています。

評価に用いる指標 施策	指標名	基準値	参考値	目標値		
		平成28年度	平成29年度 〈実績〉	平成30年度 評価 〈H30実績〉	令和元年度 評価 〈R1実績〉	令和2年度
第1・2節 高齢者のいきがいづくり 健康づくり・介護予防の推進	介護予防事業において社会参加を継続している人数 (人)	—	873 〈1,202〉	920 A 〈1,505〉	960 A 〈1,153〉	1,000
第3節 在宅サービスの充実	個別ケア会議開催数 (回)	24	24 〈39〉	増加 B 〈38〉	増加 A 〈47〉	増加
第4節 施設サービスの充実	地域密着型介護老人福祉施設の床数 (床)	300	319 〈319〉	319 B 〈319〉	348 C 〈319〉	348
第5節 地域で支える仕組みづくり	ちょっとした支え合いサポーター養成講座の受講者数 (人)	91	200 〈232〉	300 A 〈374〉	400 A 〈607〉	500
第6節 認知症施策の推進	認知症サポーター数 (人)	13,107	15,007 〈15,108〉	16,670 B 〈16,471〉	18,670 B 〈17,716〉	20,670

評価・・・Aすすんでいる Bある程度すすんでいる Cあまりすすんでいない Dすすんでいない

指標の考え方

指標名	説明
介護予防事業において社会参加を継続している人数	地域介護予防活動支援事業に参加し、高齢者が自ら健康づくりや介護予防、いきがいにづくりに継続的に取り組むことを測る指標としている。
個別ケア会議開催数	個別ケア会議を開催し、地域住民や多職種協働による地域のネットワーク構築が進むことで在宅サービスの充実を測る指標としている。
地域密着型介護老人福祉施設の床数	地域密着型の小規模施設を整備し、日常生活圏域ごとのバランスや入所希望者の実態、緊急性等を見極めながら施設サービスの充実を測る指標としている。
ちょっとした支え合いサポーター養成講座の受講者数	ちょっとした支え合いサポーター養成講座を受講し、互助による支え合いを理解した人の平成28年度からの累計人数であり、高齢者の生活支援を地域で支える仕組みの充実を測る指標としている。
認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を身につけた証であるオレンジリングを交付された人の平成22年度からの累計人数であり、認知症高齢者やその家族を地域で支える仕組みの充実を測る指標としている。

第4章 介護保険事業の実施状況

【第七期計画の取組】

介護保険制度は、加齢による疾病等で要介護状態となった高齢者等を社会全体で支えていく仕組みとして平成12年4月に開始され、これまで様々な見直しが行われてきました。

持続可能な介護保険制度の確立を図るため、介護予防、重度化を防ぐための取り組みの推進、要介護者等が質の高いサービスを継続して受けられるよう、介護人材の確保及び質の向上、介護給付の適正化、国の制度改正等を踏まえた適正な保険料の算定等、円滑な制度運用を進めています。

【現状と課題】

高齢者人口の増加とともに、介護サービスの利用及び介護給付費も年々増加し続けています。一方、介護人材が不足しており、第七期計画で予定していた介護保険施設の一部が未整備となるなど、今後の安定した介護保険サービスの提供のためには人材確保が課題となっています。

介護事業者に対して実施した実態調査の結果では、「安定した事業所運営を行う上で必要な職員数」に対し「実際の職員数」の不足が把握できたほか、「従業員の定着率が低く困っている」と回答した事業者が27.8%となっています。

また、「介護サービス事業を運営する上での問題点」としての上位が「今の介護報酬では十分な賃金が払えない(50.0%)」、「人材の確保が難しい(44.4%)」、「サービスの書類作成が煩雑で時間に追われる(38.9%)」となっており、介護人材の発掘のほか、職員の定着、業務負担減少のための改善が課題となっています。

さらに、介護従業員へのアンケートで、「現在の仕事の満足度」を調査した結果、「仕事の内容・やりがい」や「職場の人間関係・コミュニケーション」の満足度が高いのに対し、「賃金」、「人事評価・処遇のあり方」、「教育訓練・能力のあり方」、「キャリアアップの機会」は満足度が低い状況にあり、介護職員としての賃金体系の整備や能力向上の機会の確保等も課題となっています。

1 被保険者数

第1号被保険者数について、平成30年度計画47,464人に対し、実績47,315人、令和元年度計画48,387人に対し、実績47,991人、令和2年度計画49,309人に対し、実績(9月末)48,643人と、計画を下回っています。

2 要介護認定者数

要介護認定者数について、計画と実績を対比すると、平成30年度及び令和元年度は概ね計画どおり、令和2年度(9月末)の状況は計画に対して上回っています。

介護度別では、要支援1から要介護3の認定者数は計画を若干上回っていますが、要

介護4及び要介護5の認定者については計画に対して減少しています。

要介護認定者数

(単位：人)

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度(9月末)		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
要介護認定者数	9,848	9,872	24	10,074	10,154	80	10,301	10,516	215
要支援1	1,537	1,572	35	1,575	1,693	118	1,614	1,754	140
要支援2	1,562	1,556	△6	1,600	1,613	13	1,639	1,656	17
要介護1	2,438	2,496	58	2,500	2,520	20	2,561	2,640	79
要介護2	1,478	1,489	11	1,515	1,545	30	1,552	1,584	32
要介護3	1,064	1,064	0	1,091	1,105	14	1,118	1,138	20
要介護4	971	956	△15	995	962	△33	1,020	1,048	28
要介護5	798	739	△59	798	716	△82	797	696	△101

※実績値は、年度の平均値である。

3 介護サービス利用

(1) 介護サービス利用者

介護サービス利用者について、計画と実績を対比すると下表のとおりです。

要介護認定者数は概ね計画のとおりとなっていますが、サービス利用者については、標準的居宅サービス、施設・居住系サービスともに、実績が計画を若干下回っています。

介護サービス利用者数

(単位：人)

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込	増△減
介護サービス利用者数	6,530	6,449	△81	6,720	6,584	△136	6,918	6,751	△167
標準的居宅サービス等利用者数	4,055	4,034	△21	4,205	4,129	△76	4,332	4,261	△71
施設・居住系サービス利用者数	2,475	2,415	△60	2,515	2,455	△60	2,586	2,490	△96
施設系サービス利用者数	1,407	1,367	△40	1,425	1,371	△54	1,459	1,363	△96
地域密着型介護老人福祉施設	319	310	△9	319	315	△4	348	317	△31
介護老人福祉施設	551	533	△18	560	533	△27	560	538	△22
介護老人保健施設	499	484	△15	508	503	△5	513	507	△6
介護療養型医療施設	38	39	1	38	19	△19	38	0	△38
介護医療院	-	1	皆増	-	1	皆増	-	1	皆増
居住系サービス利用者数	1,068	1,048	△20	1,090	1,084	△6	1,127	1,127	0
認知症対応型共同生活介護	559	548	△11	575	541	△34	597	557	△40
特定施設入居者生活介護	509	500	△9	515	543	28	530	570	40
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
標準的居宅サービス等利用者の割合	62.1%	62.6%	0.5%	62.6%	62.7%	0.1%	62.6%	63.1%	0.5%
施設・居住系サービス利用者の割合	37.9%	37.4%	△0.5%	37.4%	37.3%	△0.1%	37.4%	36.9%	△0.5%

※実績値は、年度の平均値である。

第4章 介護保険事業の実施状況

(2) 介護サービス別利用量（要介護1～5）

介護サービスの利用量について、計画と実績を対比すると次表のとおりです。

介護給付（要介護1～5）の利用量について、訪問系サービスのうち訪問介護は、軽度者の割合の増加により利用量が減少したと考えられます。一方、訪問看護については利用量が増加しており、在宅における医療的なニーズの高まりが利用に結びついていいるものと考えられます。

介護サービス別利用量（要介護1～5）

サービス種類	(単位)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込	増△減
居宅サービス										
訪問系サービス										
訪問介護	(回/年)	373,314	330,663	△42,651	381,912	324,011	△57,901	391,710	333,745	△57,965
訪問入浴介護	(回/年)	3,673	3,363	△310	3,775	3,468	△307	3,826	3,865	39
訪問看護	(回/年)	30,409	34,032	3,623	31,843	39,736	7,893	32,780	45,665	12,885
訪問リハビリテーション	(回/年)	23,810	24,982	1,172	24,288	20,957	△3,331	24,875	21,278	△3,597
通所系サービス										
通所介護	(回/年)	129,582	122,184	△7,398	132,281	124,438	△7,843	135,618	125,913	△9,705
通所リハビリテーション	(回/年)	52,123	46,011	△6,112	53,166	47,261	△5,905	54,553	48,167	△6,386
短期入所系サービス										
短期入所生活介護	(日/年)	28,685	27,858	△827	28,685	26,144	△2,541	28,685	23,871	△4,814
短期入所療養介護	(口/年)	6,888	7,432	544	6,888	6,875	△13	6,888	6,346	△542
居宅療養管理指導	(人/年)	7,620	7,913	293	7,776	9,479	1,703	7,968	11,025	3,057
特定施設入居者生活介護	(人/月)	437	426	△11	441	461	20	452	494	42
福祉用具貸与	(人/年)	23,352	23,046	△306	24,324	24,043	△281	25,428	25,798	370
特定福祉用具販売	(人/年)	444	406	△38	456	426	△30	468	450	△18
住宅改修	(人/年)	444	403	△41	456	438	△18	468	410	△58
居宅介護支援	(人/月)	3,196	3,219	23	3,324	3,240	△84	3,430	3,343	△87
地域密着型サービス										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	768	875	107	780	1,113	333	804	1,470	666
認知症対応型通所介護	(回/年)	2,573	3,445	872	2,753	4,333	1,580	2,933	4,266	1,333
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	2,976	2,928	△48	2,976	3,210	234	2,976	3,244	268
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	554	544	△10	569	535	△34	590	549	△41
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	319	310	△9	319	315	△4	348	317	△31
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	780	682	△98	804	834	30	1,032	837	△195
地域密着型通所介護	(回/年)	62,310	55,540	△6,770	63,594	57,396	△6,198	65,124	57,567	△7,557
施設サービス										
介護老人福祉施設	(人/月)	551	533	△18	560	533	△27	560	538	△22
介護老人保健施設	(人/月)	499	484	△15	508	503	△5	513	507	△6
介護療養型医療施設	(人/月)	38	39	1	38	19	△19	38	0	△38
介護医療院	(人/月)	-	1	皆増	-	1	皆増	-	1	皆増

※月当たりの実績は、年度平均である。

(3) 介護予防サービス別利用量（要支援1・2）

介護予防サービス（要支援1・2）の利用量については、介護サービス同様、訪問看護の利用が大きく増加しましたが、その他は概ね計画どおりとなっています。

介護サービス別利用量（要支援1・2）

サービス種類	(単位)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込	増△減
居宅サービス										
訪問系サービス										
訪問介護	(人/年)	-	16	皆増	-	1	皆増	-	0	-
訪問入浴介護	(回/年)	0	19	19	0	9	9	0	3	3
訪問看護	(回/年)	3,110	4,340	1,230	3,132	5,143	2,011	3,204	6,233	3,029
訪問リハビリテーション	(回/年)	4,123	3,610	△513	4,202	2,677	△1,525	4,316	2,718	△1,598
通所系サービス										
通所介護	(人/年)	-	30	皆増	-	48	皆増	-	50	皆増
通所リハビリテーション	(人/年)	1,656	1,503	△153	1,704	1,755	51	1,740	1,697	△43
短期入所系サービス										
短期入所生活介護	(日/年)	1,054	914	△140	1,054	1,112	58	1,054	859	△195
短期入所療養介護	(日/年)	72	62	△10	72	49	△23	72	45	△27
居宅療養管理指導	(人/年)	408	442	34	420	556	136	432	714	282
特定施設入居者生活介護	(人/月)	72	74	2	74	82	8	78	76	△2
福祉用具貸与	(人/年)	8,112	7,781	△331	8,676	8,747	71	9,252	9,209	△43
特定福祉用具販売	(人/年)	228	206	△22	240	212	△28	252	211	△41
住宅改修	(人/年)	324	238	△86	336	303	△33	348	293	△55
居宅介護支援	(人/月)	859	815	△44	881	889	8	902	918	16
地域密着型サービス										
認知症対応型通所介護	(回/年)	0	182	182	0	112	112	0	110	110
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	540	548	8	540	563	23	540	594	54
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	5	4	△1	6	6	0	7	8	1

※月当たりの実績は、年度平均である。

(4) 地域密着型サービス利用量の見込みと定員数

地域密着型サービスにおける日常生活圏域ごとの利用状況では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び認知症対応型通所介護は、年々利用が増加しています。小規模多機能型居宅介護については、第六期中に開設したことで、徐々に利用が増加しています。地域密着型通所介護については、1施設が認知症対応型通所介護へ用途変更したことからも、計画を下回っている状況です。

第4章 介護保険事業の実施状況

圏域別サービス利用量及び定員数

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
			計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込	増△減
1 東	利用量										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	19	24	5	20	67	47	21	88	67
	認知症対応型通所介護	(回/年)	171	535	364	183	743	560	195	731	536
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	262	317	55	262	330	68	262	336	74
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	58	57	△1	60	54	△6	60	56	△4
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	29	32	3	29	36	7	29	36	7
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	4	21	17	4	30	26	4	30	26
	地域密着型通所介護	(回/年)	9,764	8,179	△1,585	9,965	8,572	△1,393	10,205	8,598	△1,607
	定員(年度末)										
	認知症対応型共同生活介護	(人)	90	90	0	90	90	0	90	90	0
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	29	29	0	29	29	0	
2 川北	利用量										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	84	65	△19	85	86	1	87	114	27
	認知症対応型通所介護	(回/年)	0	67	67	0	253	253	0	249	249
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	415	407	△8	415	367	△48	415	373	△42
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	62	70	8	64	65	1	65	67	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	40	41	1	40	40	0	40	40	0
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	137	128	△9	141	172	31	149	173	24
	地域密着型通所介護	(回/年)	10,124	12,912	2,788	10,333	11,783	1,450	10,581	11,818	1,237
	定員(年度末)										
	認知症対応型共同生活介護	(人)	72	72	0	72	72	0	72	72	0
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	0	58	58	0	58	58	0	
3 鉄南	利用量										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	137	101	△36	139	136	△3	143	180	37
	認知症対応型通所介護	(回/年)	93	643	550	100	976	876	106	961	855
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	402	471	69	402	553	151	402	563	161
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	76	79	3	78	82	4	79	84	5
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	54	46	△8	54	48	△6	54	48	△6
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	39	38	△1	40	71	31	42	71	29
	地域密着型通所介護	(回/年)	8,845	6,414	△2,431	9,028	6,833	△2,195	9,245	6,853	△2,392
	定員(年度末)										
	認知症対応型共同生活介護	(人)	71	71	0	89	90	1	89	90	1
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	0	58	58	0	58	58	0	

第4章 介護保険事業の実施状況

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
			計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込	増△減
4 西	利用量										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	305	476	171	310	515	205	319	680	361
	認知症対応型通所介護	(回/年)	1,100	1,185	85	1,176	1,371	195	1,254	1,349	95
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	312	351	39	312	382	70	312	389	77
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	78	65	△13	80	67	△13	81	69	△12
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	38	36	△2	38	37	△1	38	37	△1
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	59	96	37	61	106	45	64	106	42
	地域密着型通所介護	(回/年)	8,077	7,359	△718	8,243	6,844	△1,399	8,441	6,864	△1,577
	定員(年度末)										
	認知症対応型共同生活介護	(人)	81	81	0	81	81	0	81	81	0
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	29	29	0	29	29	0
5 広陽・若葉	利用量										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	104	100	△4	106	125	19	109	165	56
	認知症対応型通所介護	(回/年)	737	411	△326	789	397	△392	840	391	△449
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	620	651	31	620	681	61	620	693	73
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	92	81	△11	93	84	△9	111	86	△25
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	48	51	3	48	52	4	77	52	△25
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	239	155	△84	246	149	△97	442	150	△292
	地域密着型通所介護	(回/年)	11,665	9,971	△1,694	11,906	10,641	△1,265	12,192	10,673	△1,519
	定員(年度末)										
	認知症対応型共同生活介護	(人)	72	72	0	72	72	0	90	90	0
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	29	29	0	58	29	△29
6 西帯広・開西	利用量										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	68	19	△49	69	40	△29	71	53	△18
	認知症対応型通所介護	(回/年)	0	382	382	0	289	289	0	285	285
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	489	400	△89	489	428	△61	489	435	△54
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	55	45	△10	57	42	△15	57	43	△14
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	66	44	△22	66	47	△19	66	47	△19
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	267	163	△104	275	236	△39	292	237	△55
	地域密着型通所介護	(回/年)	5,749	5,422	△327	5,867	6,865	998	6,008	6,885	877
	定員(年度末)										
	認知症対応型共同生活介護	(人)	63	45	△18	54	36	△18	54	36	△18
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	0	58	58	0	58	58	0
7 南	利用量										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	40	86	46	40	119	79	42	157	115
	認知症対応型通所介護	(回/年)	472	404	△68	505	416	△89	538	410	△128
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,004	787	△217	1,004	838	△166	1,004	852	△152
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	113	124	11	116	119	3	117	123	6
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	44	47	3	44	44	0	44	44	0
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	35	81	46	37	70	33	39	70	31
	地域密着型通所介護	(回/年)	7,715	5,125	△2,590	7,874	5,460	△2,414	8,064	5,476	△2,588
	定員(年度末)										
	認知症対応型共同生活介護	(人)	108	108	0	108	108	0	108	108	0
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	0	58	58	0	58	58	0

第4章 介護保険事業の実施状況

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
			計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込	増△減
8 川西・大正	利用量										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	11	4	△7	11	25	14	12	33	21
	認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	12	92	80	12	194	182	12	197	185
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	25	27	2	27	28	1	27	29	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	0	13	13	0	11	11	0	13	13
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	(回/年)	371	158	△213	378	398	20	388	400	12
	定員(年度末)										
認知症対応型共同生活介護	(人)	27	27	0	45	45	0	45	45	0	
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	利用量										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	768	875	107	780	1,113	333	804	1,470	666
	認知症対応型通所介護	(回/年)	2,573	3,627	1,054	2,753	4,445	1,692	2,933	4,376	1,443
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	3,516	3,476	△40	3,516	3,773	257	3,516	3,838	322
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	559	548	△11	575	541	△34	597	557	△40
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	319	310	△9	319	315	△4	348	317	△31
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	780	682	△98	804	834	30	1,032	837	△195
	地域密着型通所介護	(回/年)	62,310	55,540	△6,770	63,594	57,396	△6,198	65,124	57,567	△7,557
	定員(年度末)										
	認知症対応型共同生活介護	(人)	584	566	△18	611	594	△17	629	612	△17
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	319	319	0	319	319	0	348	319	△29

4 地域支援事業の費用の額及び量

高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防事業や総合相談支援等の包括的支援事業を推進しています。

地域支援事業の費用額及び量

(単位：千円)

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込	増△減
地域支援事業の費用額	876,581	803,037	△73,544	908,443	833,634	△74,809	938,701	864,168	△74,533
介護予防・日常生活支援総合事業の費用額	596,861	531,886	△64,975	619,542	555,687	△63,855	640,916	583,524	△57,392
介護予防・生活支援サービス事業	560,654	498,493	△62,161	582,821	521,190	△61,631	604,020	545,293	△58,727
一般介護予防事業	36,207	33,393	△2,814	36,721	34,497	△2,224	36,896	38,231	1,335
包括的支援事業の費用額	217,916	217,097	△819	225,460	220,637	△4,823	232,404	223,367	△9,037
地域包括支援センター設置数(サテライト含む)	8か所	8か所	0か所	8か所	8か所	0か所	8か所	8か所	0か所
任意事業の費用額	61,804	54,054	△7,750	63,441	57,310	△6,131	65,381	57,277	△8,104

介護予防・生活支援サービス事業の利用量

サービス名	(単位)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込	増△減
訪問型サービス	(人/年)	8,821	7,426	△1,395	9,045	7,439	△1,606	9,260	7,595	△1,665
通所型サービス	(人/年)	12,851	13,508	657	13,353	14,197	844	13,934	14,339	405
介護予防ケアマネジメント	(人/月)	1,028	1,086	58	1,054	1,105	51	1,081	1,130	49

第4章 介護保険事業の実施状況

5 介護保険事業費用

介護保険事業にかかる費用及び収入について、計画と実績を対比したものが下表です。
 保険給付費は、軽度認定者割合の増や一部介護施設が未整備になったことが要因となり、計画に対して平成30年度で535,161千円、令和元年度は506,261千円の減となっています。地域支援事業費は、計画に対して平成30年度で73,544千円、令和元年度は74,809千円の減となっています。

収入全体では、計画に対して平成30年度93,997千円、令和元年度258,732千円の減となっています。これは、保険給付費や地域支援事業費の支出の減少に伴い、国、北海道、社会保険診療報酬支払基金の負担金等や一般会計からの繰入金が増加したことによるものです。また、保険者機能強化推進交付金が平成30年度より、介護保険保険者努力支援交付金が令和2年度より交付されています。

(単位：千円)

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込	増△減
介護保険費用(A)	14,322,954	13,714,249	△608,705	14,790,012	14,208,942	△581,070	15,385,103	14,892,444	△492,659
保険給付費	13,446,373	12,911,212	△535,161	13,881,569	13,375,308	△506,261	14,446,402	14,028,276	△418,126
居宅介護(介護予防)サービス費	8,466,220	8,060,968	△405,252	8,722,574	8,420,661	△301,913	9,159,731	8,981,196	△178,535
施設介護サービス費	3,406,060	3,384,820	△21,240	3,513,763	3,421,054	△92,709	3,566,527	3,444,411	△122,116
居宅介護(介護予防)サービス計画費	604,816	587,435	△17,381	636,174	597,831	△38,343	663,920	627,029	△36,891
審査支払手数料	13,673	11,379	△2,294	14,064	12,414	△1,650	14,457	12,327	△2,130
高額介護(予防)サービス費	380,580	348,953	△31,627	412,395	405,866	△6,529	442,568	431,314	△11,254
特定入所者介護(介護予防)サービス費	575,024	517,657	△57,367	582,599	517,482	△65,117	599,199	531,999	△67,200
地域支援事業費	876,581	803,037	△73,544	908,443	833,634	△74,809	938,701	864,168	△74,533
介護保険収入(B)	14,322,954	14,228,957	△93,997	14,790,012	14,531,280	△258,732	15,385,103	14,892,444	△492,659
保険給付費	13,446,373	13,392,230	△54,143	13,881,569	13,691,396	△190,173	14,446,402	14,028,276	△418,126
第1号被保険者保険料	2,858,383	2,912,181	53,798	2,910,552	2,876,942	△33,610	2,963,290	2,634,861	△328,429
介護給付費負担金(国)	2,446,874	2,488,738	41,864	2,526,950	2,459,325	△67,625	2,635,082	2,556,773	△78,309
調整交付金(国)	739,550	771,002	31,452	763,486	798,082	34,596	794,552	771,555	△22,997
介護給付費交付金(支払基金)	3,630,520	3,519,940	△110,580	3,748,023	3,622,970	△125,053	3,900,527	3,787,045	△113,482
介護給付費負担金(道)	1,923,196	1,867,043	△56,153	1,984,558	1,921,496	△63,062	2,059,997	2,001,708	△58,289
一般会計繰入金(市)	1,680,796	1,651,118	△29,678	1,735,196	1,796,691	61,495	1,805,800	1,987,001	181,201
その他(返納金等)	4	15,158	15,154	4	3,090	3,086	4	2,183	2,179
介護給付費準備基金繰入金	167,050	167,050	0	212,800	212,800	0	287,150	287,150	0
地域支援事業費	876,581	836,727	△39,854	908,443	839,884	△68,559	938,701	864,168	△74,533
第1号被保険者保険料	198,613	158,775	△39,838	205,828	165,969	△39,859	212,681	149,191	△63,490
地域支援事業交付金(国)	227,037	215,434	△11,603	235,108	220,792	△14,316	242,803	224,700	△18,103
調整交付金(国)	32,827	31,420	△1,407	34,075	34,410	335	35,250	32,094	△3,156
保険者機能強化推進交付金(国)	-	21,021	皆増	-	19,102	皆増	-	25,688	皆増
介護保険保険者努力支援交付金(国)	-	-	-	-	-	-	-	20,930	皆増
地域支援事業支援交付金(支払基金)	161,152	148,626	△12,526	167,276	152,034	△15,242	173,047	157,552	△15,495
地域支援事業交付金(道)	128,441	121,478	△6,963	133,043	124,473	△8,570	137,425	126,939	△10,486
一般会計繰入金(市)	128,441	118,618	△9,823	133,043	122,933	△10,110	137,425	126,939	△10,486
その他(返納金等)	70	21,355	21,285	70	171	101	70	135	65
収入－費用(B-A)	0	514,708		0	322,338		0		
うち翌年度精算等分	0	218,090		0	54,297		0		
基金積立金	0	296,618		0	268,041		0		

第4章 介護保険事業の実施状況

6 介護保険制度の円滑な実施

(1) 市民参加の事業運営体制

介護保険事業の運営については、市の附属機関である帯広市健康生活支援審議会に専門部会として高齢者支援部会を設置し、市民の意見を反映する体制を構築しています。

また、地域包括支援センターの公平性・中立性の確保や地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を推進するため、被保険者や有識者等で構成する地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を設置しています。

(2) 市民及び事業者への情報提供

介護保険制度の概要や仕組み、利用方法等については、ふれあい市政講座や市広報紙、パンフレットの配布により情報提供しているほか、高齢者相談員や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等による各種相談を通じ、理解・周知を図っています。

(3) 要介護認定等の体制

要介護認定のための審査判定を行うため、保健・福祉・医療に関わる13の団体から選出された有識者による介護認定審査会を設置しています。平成29年7月より合議体を10から12に増やし審査件数の増加に対応しています。

(4) 介護保険制度の低所得者等への施策

① 低所得者への保険料の軽減

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について、本市では、一定基準以下の所得である被保険者の負担を緩和するため、介護保険料の軽減制度を設けています。

② 低所得者への利用料の軽減

生活困難と認められる人が必要な介護保険サービスを利用できるように、利用者負担の軽減制度を設けています。

本市においては、在宅サービス重視の観点から、軽減の範囲を拡充し、居宅サービスすべてを対象としています。

③ 住宅改修及び特定福祉用具販売の一時的利用者負担軽減

住宅改修及び特定福祉用具販売については、本来、利用者が先に費用の全額を支払い、後で9割分～7割分の給付を受ける償還払いとなっています。しかし、利用者にとっては、一時的に大きな負担となることから、本市ではその軽減を図るため、利用者が最初から費用の1割～3割の支払いで済む受領委任払い方式も実施しており、受領委任払いが可能な登録事業者の拡大を図っています。

7 介護サービスの質の向上、介護人材の確保及び育成

(1) 介護サービスの質の向上

介護サービスを必要とする要介護認定者等が「尊厳の保持」・「自立への支援」を基本に、自分らしい生活を継続していくためには、介護サービス事業者からの良質な介護サービスの提供が不可欠です。このため、介護サービスの質の向上に取り組んでいます。

① ケアマネジメント活動等への支援

ケアマネジメント等に必要な専門的知識を習得するための研修会を実施するほか、関係団体が主催する研修会等へ支援しています。

② 利用者等への介護サービス事業者に関する情報の提供

介護高齢福祉課の窓口で、認知症対応型共同生活介護事業所等の自己評価や外部評価の結果が閲覧できるほか、利用者が適切な介護サービス事業者を選ぶことができるようにするため、介護保険法に基づく「介護サービス情報の公表制度」の周知を図っています。

③ 地域密着型サービス事業者への指導

地域密着型サービス事業者への実地指導、集団指導等を計画的に実施することにより、適正な事業所運営を促し介護サービスの質の向上を図っています。

④ ケアマネジメントの適正化

地域包括支援センターが居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの日常的な個別指導・相談や、支援困難事例等への指導・助言等を行うことにより、ケアマネジメントの適正化を進めています。

(2) 介護人材の確保及び育成

介護サービスを必要とする要介護認定者等が安定して質の高いサービスを継続して受けられるよう、介護人材の育成、雇用の確保を促進しています。

① 介護人材の育成

関係団体及び専門職養成校との意見交換をはじめ、現在就業していない潜在介護士を掘り起こすための研修会や職員定着を目的とした新任介護職員研修会、介護に関するイメージアップや理解を深めることを目的としたパネル展示や高校生向けのフリーペーパーの配布、外国人材の採用支援として活用セミナーの開催等を実施しました。また、介護人材不足の実態を把握するため、介護サービス事業所への調査を実施しました。

このほか、介護サービス事業者による高等学校への人材確保の取り組みに対して、北海道へ協力の働きかけをしています。

第4章 介護保険事業の実施状況

② 介護サービス事業者における人材確保の支援

関係団体と人材確保のための意見交換や情報共有を行うなど協力体制を構築し、介護人材確保の支援に努めるとともに、国や北海道が実施する介護人材確保に関する補助事業の活用に対し支援しています。

また、介護サービス事業者による介護職員の処遇改善の取り組みを促進するほか、既存の介護サービス事業所における介護サービスの転換(用途変更)や増床により、介護人材の確保に大きな影響を与えずに人員配置の効率化を図る取り組みを支援しています。

(3) 介護給付費の適正化

介護給付費の適正化の推進は、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営につながることから積極的な取り組みが必要です。

このため、北海道国民健康保険団体連合会(国保連)が提供する給付情報等を活用し、介護給付の効率化や適正化を図っています。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の基礎となる認定調査及び主治医意見書の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図っています。

② ケアプランの点検

居宅介護支援事業所等が作成するケアプランを点検し、適切なケアプラン作成の促しと給付の適正化につなげています。また、職能団体によるケアプランの質の向上を目的とした点検を実施しています。

③ 住宅改修等の点検

申請書類の点検や、実地調査を行うことにより、不適切又は不要な住宅改修や福祉用具の購入・貸与を防止し、利用者の身体の状態に応じて必要な利用を進めています。

④ 医療情報との突合及び縦覧点検

国保連から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正を図っています。

⑤ 介護給付費通知の送付

介護サービスの利用者に対して、介護給付に関する情報を定期的に提供し、介護サービス提供事業者からの架空請求や過剰請求等の防止を図っています。

<主な事業の実績>

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)	
低所得者への保険料の軽減	軽減者数	326人	324人	286人	
	軽減額	5,464,960円	5,472,650円	4,286,950円	
低所得者への利用料の軽減	社会福祉法人が行う介護サービス	軽減者数	1,221件	1,235件	1,097件
		軽減額	46,838,175円	48,301,719円	0円
	社会福祉法人以外の法人が行う介護サービス	軽減者数	821件	885件	792件
		軽減額	20,538,889円	20,148,080円	8,377,842円
住宅改修及び特定福祉用具販売の一時的利用者負担軽減	住宅改修	登録事業所数	279か所	280か所	280か所
		受領委任払件数	621件	723件	311件
		償還払件数	33件	30件	18件
		件数合計	654件	753件	329件
	特定福祉用具販売	登録事業所数	32か所	32か所	32か所
		受領委任払件数	615件	629件	317件
		償還払件数	9件	17件	14件
		件数合計	624件	646件	331件
要介護認定の適正化	委託調査確認件数		2,786件	4,479件	432件
	市職員調査件数		3,568件	4,365件	1,638件
	審査会審査件数		6,571件	9,051件	2,841件
	介護認定審査状況の意見交換の実施		3回	3回	1回
	認定調査員研修会の実施(全体対象)		1回 152人	1回 118人	1回 37人
ケアプランの点検	ケアプラン点検件数	市による点検	29件	21件	4件
		委託による点検	46件	60件	24件
	介護支援専門員に対するケアプラン研修会の実施		1回 108人	1回 151人	0回 0人
住宅改修等の点検	事後申請の点検件数		0件	0件	0件

第4章 介護保険事業の実施状況

<主な事業の実績>

項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末)
医療情報との突合及び 縦覧点検	照会事業所数		59 か所	70 か所	0 か所
	照会件数		121 件	183 件	0 件
	過誤事業所数		25 か所	29 か所	0 か所
	過誤件数		49 件	97 件	0 件
介護給付費 通知の送付	介護給付費 通知送付者 数	8 月	8,090 人	8,297 人	8,421 人
		2 月	8,185 人	8,462 人	0 人

第5章 計画推進の基本方向と施策の体系

1 計画推進の基本方向

(1) 施策の推進方向

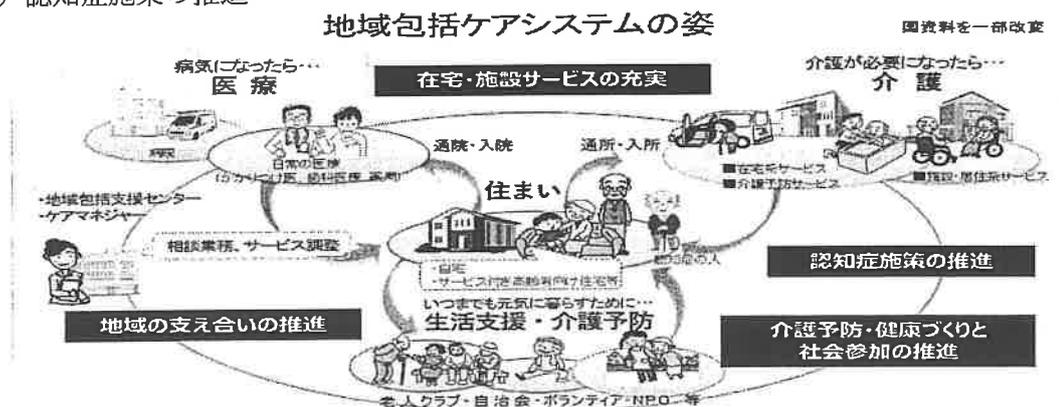
本市においては、計画の基本理念である『高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康でいきいきと充実した生活を営むことができる社会』を目指し、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスや生活支援サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域の高齢者を支える人的基盤の確保等、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを進めるとともに、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

地域包括ケアシステムの取り組みの推進には、介護サービスなどの共助・公助の充実だけではなく、高齢者自らの健康づくりや介護予防、就労的活動等、自助の取り組みによる高齢者の社会参加の促進、ボランティア活動や生活支援等、世代を超えて地域住民が共に支え合う互助の取り組みなど、ますます多様化する高齢者のニーズに対応することが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による、対面での交流の制限や、地域における趣味や介護予防等の様々な活動の縮小に加え、新しい生活様式の実践など、高齢者の日常生活を取り巻く環境の変化に対応し、取り組みを進める必要があります。

こうしたことから、第八期計画は第七期計画の地域包括ケアシステム構築の方向性を継承しつつ、地域の実情を踏まえながら、介護予防や地域の支え合いの推進のほか、介護サービスや生活支援サービスの充実、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等の視点から、次の施策の推進方向に沿って具体的な施策の展開を図ります。

- ① 介護予防・健康づくりと社会参加の推進
- ② 地域の支え合いの推進
- ③ 在宅・施設サービスの充実
- ④ 認知症施策の推進



第5章 計画推進の基本方向と施策の体系

(2) 計画の推進体制

計画の実現に向けて、高齢者にかかわる様々な施策を展開していくため、医療、保健、福祉をはじめ、住まい、雇用、教育等の関係部課と連携を図りながら施策を推進します。

また、具体的な施策の推進にあたっては、市民の参加、協力が不可欠なことから、医療・保健・福祉の関係団体をはじめ、関係する機関や団体等との連携を強め、市民の意見を反映した施策を推進します。

なお、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、施策の展開にあたっては、毎年度事務事業の点検等を行い、関係審議会で見解をもらうなど、効率的・効果的な事業の推進を図ります。

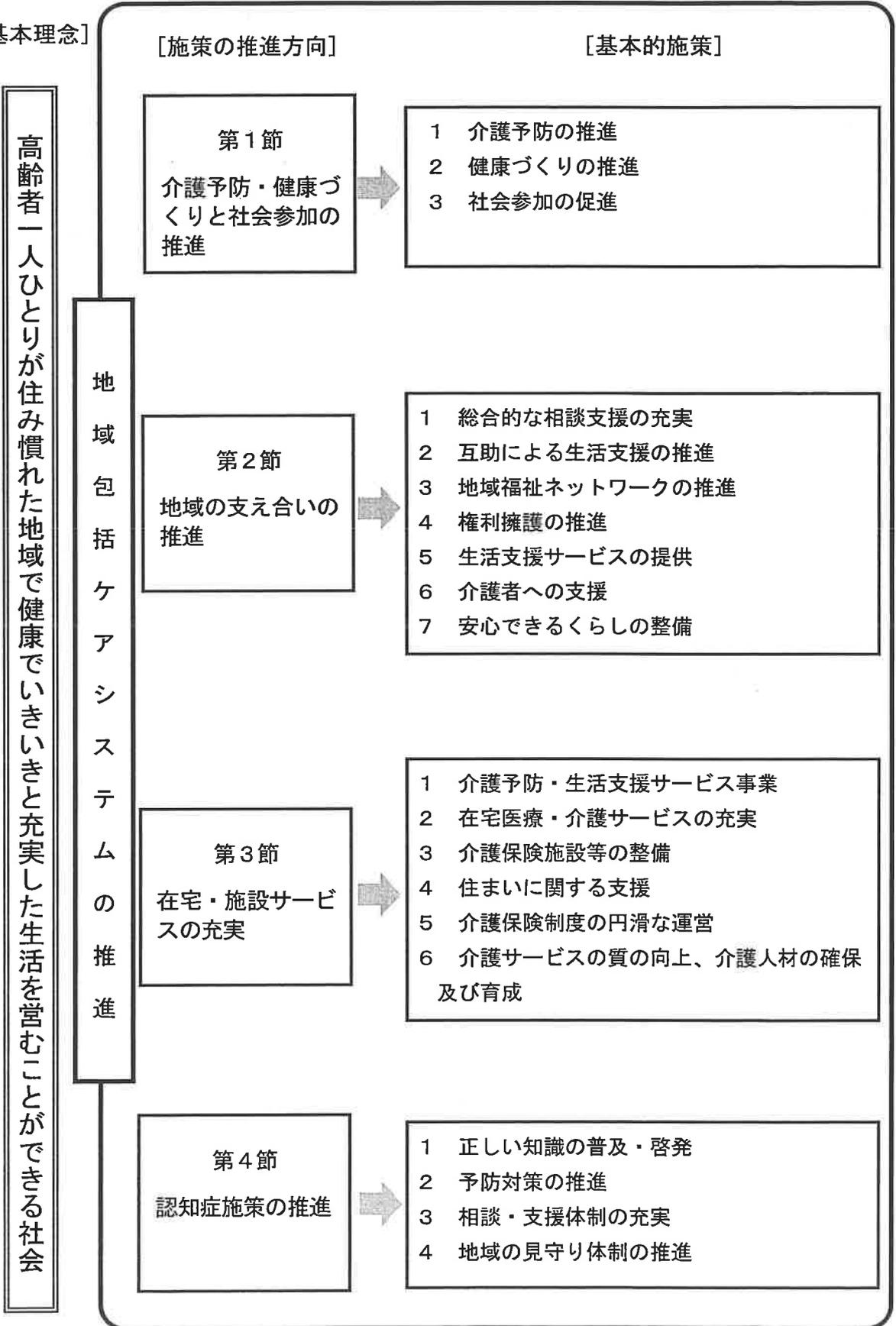
また、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との整合性を図るとともに、「帯広市地域防災計画」及び「新型インフルエンザ等対策行動計画」等関連計画との調和を図ります。

(3) 計画の進捗管理・評価

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、P（計画）、D（事業実施）、C（点検評価）、A（改善）のサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行います。

2 施策体系

[基本理念]



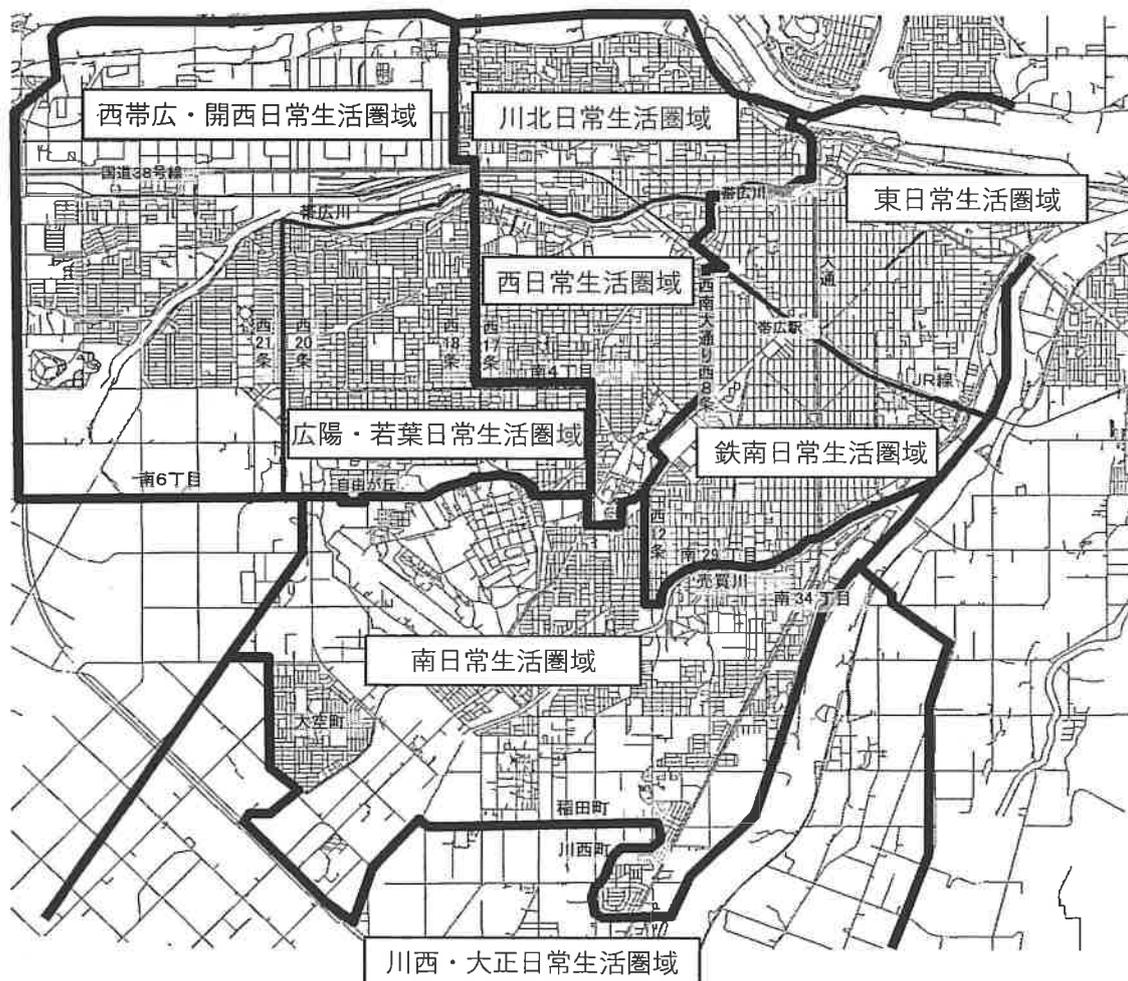
第5章 計画推進の基本方向と施策の体系

3 日常生活圏域の設定

必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、概ね30分以内にサービスが提供される範囲としています。

本市における日常生活圏域は、帯広市総合計画の地区・住区を基本に、東、川北、鉄南、西、広陽・若葉、西帯広・開西、南、川西・大正の8圏域としています。

帯広市 日常生活圏域設定図



日常生活圏域の設定		区 域
1	東	市街地の東部に位置し、東は札内川、西は国道241・236号線、帯広川・ウツベツ川、南は根室本線、北は十勝川に囲まれた地区。(住区：東、柏、駅前)
2	川北	市街地の北部に位置し、東は241・236号線、西は帯広北新道(西18条通西側)、南は帯広側、北は十勝川に囲まれた地区。(住区：北栄、啓北、栄)
3	鉄南	市街地の東南部に位置し、東は札内川、西は西南大通(西8条通)・緑ヶ丘公園、公園東通、南は売買川、北は根室本線に囲まれた地区。(住区：光南、駅南、明星、緑栄)
4	西	市街地の中東部に位置し、東は西南大通(西8条通)・緑ヶ丘公園、西は弥生新道、南は春駒通・15条通、北は帯広川に囲まれた地区。(住区：競馬場、柏林台、白樺、緑ヶ丘)
5	広陽・若葉	市街地の中西部に位置し、東は弥生新道・15条通、西は栄通、南は自衛隊北側、北は帯広側に囲まれた地区。(住区：広陽、若葉)
6	西帯広・開西	市街地の西部に位置し、帯広北新道(西18条通西側)・栄通、西は芽室町界、南は南6線、北は十勝川以北の中島地区を含む地区。(住区：西帯広、開西)
7	南	市街地の南部に位置し、東は札内川、西は芽室町界、南は清流の里を含む稲田3号線、北は売買川・自衛隊北側に囲まれた地区。(住区：豊成、南町、稲田、大空)
8	川西・大正	本市の南部に位置し、東は幕別町界、西は芽室町界、南は中札内村界、北は稲田3号線・帯広刑務所以南に囲まれた地区。(住区：川西・大正)

第6章 施策の推進

第1節 介護予防・健康づくりと社会参加の推進

【施策の方向性】

高齢者が、個々の状態や有する能力に応じて、介護予防や健康づくりに取り組み、役割を持ちながら活動することが、生きがいや、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくことにつながります。そのため、健康教育及び相談や疾病対策等による健康づくりの推進のほか、介護予防に関する普及啓発や、身近な地域において交流や活動ができる場や移動手段の確保を図りながら、高齢者の主体的な社会参加を促進します。

また、今後、生活習慣病が重症化しやすい後期高齢者の増加が予測される中、各種データ分析や健康課題の整理を行いながら、高齢者の心身の多様な課題に応じた支援を行う必要があります。

そのため、通いの場を活用し医療専門職によるフレイル・疾病予防の支援や活動に参加せず閉じこもりがちになっている人に対して地域の様々な場へつなぐ支援を行うなど、高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

【基本的施策】

1 介護予防の推進

介護予防においては、単に高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活上の活動や社会参加を促すために、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

また、関係機関との連携、民生委員・児童委員や地域住民からの相談、医療・介護データなどから収集した情報等を活用して支援を必要とする人の把握に努め、介護予防普及啓発事業や住民主体の通いの場、専門職による相談支援等、必要な支援へつなげるほか、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進します。

そのほか、通いの場の把握等による地域での介護予防活動の展開状況、高齢者の社会参加の状況や心身の状態等の指標を設けるなど、一般介護予防事業の評価を行い、その結果に基づき改善を図ります。

(1) 一般介護予防事業

① 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する正しい知識の普及・啓発のため、パンフレットなどの作成・配布のほか、講話や実技等を行う教室型の事業の実施により、自主的な介護予防活動を始めるきっかけづくりと、活動を継続するための支援をします。

② 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、自主活動グループへ講師として活動支援者を派遣するなど、介護予防に資する地域の自主的な活動組織の育成や運営等を支援します。

また、ボランティア活動等社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を推進するとともに、介護予防に関わる人材の発掘や育成を図ります。

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業における通所サービスや、訪問サービス、地域ケア会議、住民主体の通いの場等に対する、リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等の参画を促進し、栄養や口腔、健康づくりなどの知識や技術を提供するほか、認知症予防に関する取り組みを実施するなどにより、地域における介護予防の取り組みを強化します。

2 健康づくりの推進

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病は、虚血性心疾患や脳血管疾患、糖尿病性腎症等重篤化する危険性が高く、その後のQOLに著しく関与することから、健康的な高齢期を過ごすため、発症予防・重症化予防の取り組みは重要です。自身の生活を振り返り、適切な生活習慣の必要性を理解して、いきいきと活動することを目指し、健康づくり推進の取り組みを行います。

(1) 健康教育・健康相談の実施

食や運動、こころの健康づくりなどの普及啓発を行い健康に対する意識向上を図るほか、健康相談や訪問等により、市民の健康づくりを支援します。

(2) 疾病対策の推進

後期高齢者健康診査等の各種検診や保健指導、受診勧奨の実施により、フレイルの予防やがんなどの早期発見・早期治療、糖尿病等の重症化予防を推進します。

(3) 感染症予防

高齢者に対する肺炎やインフルエンザの予防接種による重症化予防や日常の感染予防対策の実施により、感染症の発生及びまん延を予防します。

3 社会参加の促進

高齢者が社会でいきがいや役割を持って活躍できるよう、様々な交流機会や多様な就労等社会参加ができる環境づくりを進めます。

第6章 施策の推進

(1) 高齢者の外出支援

積極的な社会参加を促すため、公共交通機関等を活用した外出支援を行うとともに、市民ニーズの把握を行います。

(2) 老人クラブ等活動支援

老人クラブへの活動支援により、高齢者の知識、経験を活かした社会活動を促進します。

(3) 生涯学習の推進

いきがいづくりや仲間づくりなどを目的とした 高齢者学級等の学習機会の提供や世代間交流、文化、スポーツ活動を推進します。

(4) 交流の場の提供

高齢者等の活躍の場である「グリーンプラザ」や「市民活動交流センター」、「地域交流サロン」など高齢者が交流しやすい環境づくりを進めます。

(5) 就労等の支援

帯広公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関との連携により、高齢者と企業のマッチングによる多様な就業機会の確保を図るなど、地域の元気な高齢者を活躍の場へつなぐ取り組みを推進します。

【評価指標と考え方について】

指標名：要介護度が「要介護1」までの高齢者の割合

65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない又は、介護を必要とする度合いが比較的軽い、要介護度が要支援1から要介護1までの高齢者の割合を指標とします。介護予防・健康づくりの推進や、仕事や地域活動等により、自立支援や重度化防止が図られ、高齢者が社会と関わりながら自分らしくいきいきと暮らすことにつながるという考えにより、基準値と同程度を維持しながら、全国平均を上回ることを目指します。

第2節 地域の支え合いの推進

【施策の方向性】

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境の変化等により、高齢者が抱えるニーズも多様化、複雑化しています。そのため、国は、地域住民等が主体的に生活課題を把握し、困りごとを抱える人を地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現を目指すこととしており、互助の取り組み等により解決を図ることができる環境の整備が求められています。

そのため、サービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性にならないよう高齢者の参加等を進めるとともに、ボランティア活動の推進や、就労的な活動に係る取り組みの検討、住民主体の生活支援の実施等、地域における支え合いを推進します。

また、地域包括支援センターを中心とした総合的な相談支援を実施するほか、虐待防止や成年後見制度等の権利擁護体制の充実、防災や交通安全対策等を実施する関係部局との連携を強化するなど、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、それぞれの取り組みを推進します。

【基本的施策】

1 総合的な相談支援の充実

地域包括支援センターにおいて、ニーズに応じた介護、保健、福祉、医療等にかかわるサービスの総合的な相談、調整、支援を行うほか、地域ケア会議を推進するなど、地域包括支援センターの充実を図ります。

また、地域の高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターの周知を進めるほか、複合した課題等に対応するため、庁内各課及び関係機関との連携を進め相談支援の充実を図ります。

(1) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターにおいて、住民の健康の保持及び生活の安定等を図るため、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務のほか、一人暮らし高齢者への支援や家族介護者への支援等を一体的に実施します。

また、運営にあたっては、PDCA サイクルに沿って適切な事業評価を実施し機能強化を図るなど、効果的かつ効率的な運営を図ります。

そのほか、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法である「地域ケア会議」を開催し、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築を推進します。さらに、個別事例の課題分析の積み重ねにより地域課題

第6章 施策の推進

を発見し、必要時、帯広市全体の課題を検討する分野別ネットワーク会議、地域ケア推進会議へつなぎ、必要な資源開発や地域づくりに取り組みます。

2 互助による生活支援の推進

地域包括ケアにおける互助による生活支援の体制を整備するため、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成や協議体の開催等、地域における支え合いを推進します。

(1) 生活支援体制整備事業

第1層生活支援コーディネーター及び各日常生活圏域に第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の困りごとやニーズを把握しながら、地域での支え合いについて検討する協議体を開催します。そのほか、互助による生活支援の担い手を養成する「ちょっとした支え合いサポーター養成講座」を開催し、養成した住民を中心とした見守り活動やボランティア活動等、地域での活躍につながるよう、支え合いを推進します。

3 地域福祉ネットワークの推進

住民誰もが地域を支える担い手の一員として、地域福祉への関心を持ち、ボランティアや支え合いなどの地域活動に参加したり、困りごとを抱えた人に対して、地域のつながりの中で気づき合うことができるよう、地域福祉の意識の啓発を図ります。

また、地域福祉活動を行う人材の育成や福祉関係者との連携により、市民が主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりを行い、地域福祉ネットワークの構築を推進します。

(1) 地域福祉活動の推進

地域活動を行っている各種団体の事業を通じて、地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会の福祉関係者等との連携を図り、地域における見守り活動等、地域のつながりを強めるとともに、団塊の世代等の幅広い知識と経験を活用し、地域福祉活動を推進します。

また、各種ボランティア養成事業を通じて市民のボランティア活動に対する意識啓発及びボランティアの養成、ボランティア団体の育成・支援並びに各関係団体との連携によりボランティア活動を推進します。

(2) 地域福祉包括支援事業

帯広市きづきネットワークを運用し、民間事業所、医療機関、介護・福祉関係者、町内会等の団体と、市の関係部課が連携を図りながら、高齢者や障害のある人等、要援護者を必要な支援につなげるなど、地域における見守り体制の強化に取り組みます。

また、複合的な困りごとを抱える人等に対する包括的な支援体制の構築を図ります。

4 権利擁護の推進

権利が侵害される行為の対象となりやすい又は対象となっている高齢者や、自ら権利を主張することが困難な高齢者に対し、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進や虐待防止対策の推進を図ります。

(1) 成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が低下した高齢者のうち、財産・金銭管理や身上監護等の本人の保護・支援を行う成年後見制度の利用が必要な人に対し、制度の活用を促進するため、成年後見支援センター「みまもーる」を中心に制度周知や相談体制の強化を図ります。

また、後見等に必要な知識等を習得した市民後見人の養成のほか、成年後見フォーラムの開催等の周知啓発により、権利擁護体制の推進を図ります。

(2) 高齢者虐待防止事業

虐待の早期発見や迅速な対応及び支援に結びつけるため、高齢者虐待防止ネットワーク会議の活用や地域包括支援センター及び警察等関係機関との連携により高齢者虐待防止対策を推進します。

虐待を受けた高齢者の保護や養護者への支援を行うほか、養介護施設等従事者による虐待については、改善指導等を行います。

また、市の広報紙や市が主催する虐待防止研修会等を通じて、市民や養介護施設等の従業者に対し、通報や保護に関する方法等を周知します。

5 生活支援サービスの提供

在宅の高齢者やその家族へ必要なサービスを提供するなど、在宅高齢者の生活を支援します。

(1) ひとり暮らし高齢者等への支援

安否確認・見守りサービスなどで孤独感の解消を図り、在宅生活が可能となるよう高齢者サービスを提供します。

また、高齢者や身体に障害のある人等の状況に応じて、ごみの戸別収集を行います。

(2) ねたきり・認知症高齢者への支援

理美容サービスなど、ねたきり高齢者の在宅支援のサービスを提供します。

第6章 施策の推進

6 介護者への支援

在宅の高齢者を介護する人の心身及び経済的負担の軽減を図るためのサービスや介護者同士が交流できる場を提供します。

また、介護と同時に子育て・障害のある家族への支援等（ダブルケア）や高齢者を支援する児童（ヤングケアラー）を含む介護者の状況について、必要な支援につながるよう関係機関等様々なネットワークを通じた情報収集や意見交換等による把握を行います。

(1) 家族介護者への経済的支援

在宅の高齢者を介護する低所得者へ介護用品の給付券を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

(2) 家族介護者への交流支援

介護者相互の情報交換及び交流等の場を充実し、在宅で高齢者を介護している家族の心身の負担軽減を図ります。

7 安心できるくらしの整備

(1) 防災体制の整備

「帯広市地域防災計画」及び「おびひろ避難支援プラン」に基づき、災害時において自力で避難することが困難な「災害時要援護者」の把握とともに避難支援計画の作成を進めます。

(2) 交通安全対策の推進

「帯広市交通安全計画」に基づき、関係機関と連携し、体験・参加型の研修会・講習会の実施や市民ぐるみで交通安全を進め、高齢者による事故防止対策を推進します。

(3) 住環境の整備

公共建築物をはじめ、道路、公園、公共交通機関等について、市民や関係機関の協力を得ながら、誰もが安心して利用できる環境整備に取り組みます。

(4) 消費者被害防止対策の推進

帯広消費者協会等、関係機関と連携し、高齢者に対する悪質な訪問販売や電話勧誘販売、振り込め詐欺等の防止対策を推進します。

【評価指標と考え方について】

指標名：地域支え合いを推進する協議体の実施回数

生活支援体制整備事業における、地域で課題になっていることや住民同士でできることなどを話し合う「地域支え合いを推進する協議体」の実施回数を指標とします。「ちょっとした支え合いサポーター」を中心とした協議体での話し合いが、身近な地域における見守りや生活支援の検討及び実施につながってきていますが、現在は日常生活圏域により実施状況に偏りがある状況です。地域包括支援センターの地域ケア会議等の取り組みとの連携も図りながら、令和5年度までに全日常生活圏域で展開されるように、実施回数の増加を目指します。

第3節 在宅・施設サービスの充実

【施策の方向性】

国は2025（令和7）年・2040（令和22）年を見据えた中長期的な介護サービス基盤、人的基盤を確保するよう基本指針に定めています。

高齢者が要介護状態になっても在宅でできる限り生活できるよう、生活支援や介護予防、在宅医療と介護の連携強化等により、在宅サービスの充実を図っていきます。

また、2040（令和22）年に高齢者人口がピークを迎え、更にその後は減少に転じることを見据えた施設整備の検討や高齢者向け住宅等の多様な住まいの情報提供・相談等、生活と住まいの一体的な支援に取り組みます。

このほか、安定的な介護サービスの提供に必要な人材確保のため、人材確保・定着、業務改善の取り組みを進めます。

【基本的施策】

1 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

帯広市独自の緩和した基準によるサービス及び住民主体のサービスを含む介護予防・生活支援サービス事業について、専門的なサービスに加え、地域住民やNPO法人等、多様な主体によるサービス提供体制の整備を図ります。また、現在実施していないサービス類型についても、ニーズ及び地域の実態を把握し、一般介護予防事業とも連携させながら検討するほか、要介護者や障害のある人においても本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することができるよう対象者の弾力化について検討します。

(1) 訪問型サービス

在宅での日常生活に支障のある人が、身体の介助や日常生活の支援を受けることにより、一人一人の能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の整備を行います。

また、緩和した基準で行うサービスの従事者の養成及び生活支援体制整備事業と連携し、多様な主体によるサービスの創出を図ります。

(2) 通所型サービス

在宅で生活している人が心身機能の維持向上のためデイサービスなどで日常生活上の支援及び機能訓練等を受けることにより、高齢者の閉じこもりの予防とともに、一人一人の能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

(3) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターなどが対象者の状態や置かれている環境等に応じて、本人が

自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成し、在宅生活が継続できるように支援します。

2 在宅医療・介護サービスの充実

介護給付（要介護1～5）や予防給付（要支援1・2）の在宅介護サービスの提供のほか、単身及び夫婦のみの高齢者世帯、介護者の負担軽減の観点から小規模多機能型居宅介護や24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。

また、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療や介護サービスを切れ目なく提供するための訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護を提供することにより、医療と介護の連携の強化等を図ります。

(1) 介護サービス

要介護者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、これまでの在宅サービスの利用実績・見込みや要介護認定者数の伸びなどの状況を勘案しながら介護給付の提供体制の充実を図ります。

(2) 介護予防サービス

介護保険法の基本理念である「自立支援」を基本とし、高齢者等が介護の必要な状態にならずに、可能な限り健康で元気な生活を送ることができるよう、心身状態の維持・改善の見込まれる要支援者への予防給付の提供体制の充実を図ります。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進することが必要です。そのため、地域支援事業に基づく事業（認知症総合支援事業や生活支援体制整備事業等）、他の施策との連携を図り、以下に取り組みます。

- ① 在宅医療・介護連携に関する相談に対して、在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運用により、連携調整や情報提供等を行います。
- ② 地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、また人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解できるよう地域住民への普及啓発に取り組みます。
- ③ 在宅での療養生活を支えるために、医療・介護関係者間で、利用者の状態の変化等に応じて必要な情報を円滑に共有できるよう支援するため、手法等の検討を行います。
- ④ 医療・介護関係者間への研修等をとおして、それぞれの分野の知識向上や相互の理解促進を図ります。

第6章 施策の推進

3 介護保険施設等の整備

心身の状況や生活環境により在宅生活の継続が困難となった中重度の要介護者に対しては、施設サービスの確保が必要ですが、第七期計画における介護人材の確保や建設地の取得困難を要因とした一部施設の未整備を踏まえ、介護人材確保の課題や施設入所希望者の実態のほか、中長期的な高齢者人口の推移も考慮したうえで、既存の高齢者向け住宅を活用し、介護職員の人員配置の効率化を踏まえた施設の用途変更による整備により、介護人材確保に影響を与えずに介護サービスの提供量の確保を図ります。また、北海道の医療計画と帯広市住生活基本計画との整合性を図るほか、関係部課と連携しながら整備を進めます。

(1) 介護医療院

医療療養病床からの用途変更を図ります。

1施設 46床

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

既存の高齢者向け住宅からの用途変更を図ります。

1施設 18床

(3) 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

既存の高齢者向け住宅からの用途変更を図ります。

169床

第八期計画における施設等の整備計画

日常生活圏域名		第八期計画中の整備（予定）					
		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		施設	床数	施設	床数	施設	床数
西帯広・開西	介護医療院	1	46				
全圏域対象	特定施設	用途変更	138	用途変更	31		
	グループホーム	用途変更	18				
合 計	特定施設	用途変更	138	用途変更	31		
	グループホーム	用途変更	18				
	介護医療院		1	46			

※特定施設：特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

グループホーム：認知症対応型共同生活介護

4 住まいに関する支援

高齢者向け住宅等の普及を推進し、多様な住まいの情報周知や相談対応等住まいと生活の一体的な支援を行います。

(1) 多様な住まいの普及促進

高齢者世帯等が安心して住み続けられる住宅の整備や補助を行います。

(2) 住まいに関する相談、支援

高齢者が多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいを選択できるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームなどの多様な住まいに関する情報提供のほか、ユニバーサルデザイン住宅への改造や住み替えなど将来を見据えた住まいの相談、支援を行います。

また、空き家等に関する情報提供や相談窓口の設置等、関係部課と連携し相談、支援を行います。

5 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度は、加齢による疾病等で要介護状態となった高齢者等を社会全体で支えていく仕組みとして平成12年4月に開始され、これまで様々な見直しが行われてきました。

2025（令和7）年には、団塊の世代が介護認定率の高くなる後期高齢者になるとともに、2040（令和22）年には高齢者人口がピークを迎えると予測される中、安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の円滑な運営のための取り組みを進めます。

(1) 市民参加の事業運営体制

介護保険事業の運営については、市の附属機関である帯広市健康生活支援審議会に専門部会として高齢者支援部会を設置し、市民の意見を反映する体制を構築しています。

また、地域包括支援センターの公平性・中立性の確保や地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を推進するため、被保険者や有識者等で構成する地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を設置しています。

今後も、介護保険事業の運営に対する市民の様々な意見を反映する場として、帯広市健康生活支援審議会等を活用していきます。

(2) 市民への情報提供

介護保険制度の円滑な運営を図るためには、高齢者や家族だけでなく市民の十分な理解を得ることが必要であり、常に適切な情報を提供することが重要です。

市民への一層の制度理解を図るため、介護保険制度の概要・仕組みや利用方法等について、広報紙やホームページなどを活用した情報提供やパンフレットなどを作成し、

第6章 施策の推進

市内の介護保険サービス事業所やコミュニティセンター等に配布するほか、町内会や各種団体の要請に応じ「ふれあい市政講座」を開催するなど、様々な機会を活用した情報提供を進めます。

(3) 要介護認定等の体制

要介護認定のための審査判定を行うため介護認定審査会を設置しています。

本市の介護認定審査会は、保健・福祉・医療に関わる13の団体から選出された有識者が交代で委員となり審査を行っています。

なお、今後の審査体制のあり方については、介護認定審査会や各関係団体の協力を得ながら、認定申請件数の増加、審査判定の複雑化や審査状況の変化等を踏まえ、必要に応じ検討・協議を行います。

(4) 介護保険制度の低所得者等への施策

① 低所得者への保険料の軽減

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について、本市では、一定基準以下の所得である被保険者の負担を緩和するため、介護保険料の軽減制度を設けています。

介護保険制度の円滑な運営が促進されるよう、引き続き、保険料の軽減制度を継続します。

② 低所得者への利用料の軽減

介護保険のサービスを利用するためには、原則として費用の1割から3割が利用者負担となりますが、生活困難と認められる人には、利用者負担の軽減制度を設けています。

今後も、要介護認定者等が必要な介護保険サービスを利用できるように、利用料の軽減制度を継続します。

③ 住宅改修及び特定福祉用具販売の一時的利用者負担軽減

住宅改修及び特定福祉用具販売については、本来、利用者が先に費用の全額を支払い、後で9割から7割分の給付を受ける償還払いとなっています。しかし、利用者にとっては、一時的に大きな負担となることから、本市ではその軽減を図るため、利用者が最初から費用の1割から3割の支払いで済む受領委任払い方式も実施しており、引き続き、受領委任払いが可能な登録事業者の拡大を図ります。

(5) 事業所との連携

事業所等に対しては、国等から提供された介護保険事業の運用に関する情報等について、適切かつ迅速に提供します。

また、災害時や感染症の発生時においても安定した介護サービスが提供できるよう、介護サービス事業所等と連携しながら防災や感染症対策に関する周知啓発のほか、研

修の実施を進めます。

加えて、北海道や関係団体と連携しながら、災害・感染症発生時の応援体制の確保を進めます。

6 介護サービスの質の向上、介護人材の確保及び育成

高齢者人口の増加とともに認知症高齢者の増加も見込まれ、ますます介護保険サービスの利用増加が予測されます。要介護者等が質の高いサービスを継続して提供できるような介護人材の確保や介護サービスの質の向上、また介護職員の負担軽減のための業務効率化への支援のほか、介護給付適正化の取り組みを進めます。

(1) 介護サービスの質の向上

介護サービスを必要とする要介護認定者等が「尊厳の保持」・「自立への支援」を基本に、自分らしい生活を継続していくためには、介護サービス事業者からの良質な介護サービスの提供が不可欠です。このため、介護サービスの質の向上に取り組みます。

① ケアマネジメント活動等への支援

ケアマネジメントなどに必要な専門的知識を習得するための研修会を実施するほか、関係団体が主催する研修会等へ支援します。

② 介護サービス事業所に関する利用者等への情報提供

窓口で、認知症対応型共同生活介護事業所等の自己評価や外部評価の結果をこれまでと同様に閲覧できるようにするほか、利用者が適切な介護サービス事業者を選ぶことができるようにするため、介護保険法に基づく「介護サービス情報の公表制度」の周知を図ります。

③ 地域密着型サービス事業者等への指導

地域密着型サービス事業者等への実地指導等を計画的に実施することにより、適正な事業所運営を促し介護サービスの質の向上を図ります。

④ ケアマネジメントの適正化

地域包括支援センターが居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの日常的な個別指導・相談や、支援困難事例への指導・助言等を行うことにより、ケアマネジメントの適正化を図ります。

(2) 介護人材の確保及び育成

介護サービスを必要とする要介護認定者等が安定して質の高いサービスを継続して受けられるよう、介護人材の育成、雇用の確保を促進します。

第6章 施策の推進

① 介護人材の育成

現在就業していない潜在介護士等の人材の発掘、元気高齢者をはじめとした多様な人材の活用、介護人材の離職防止やスキルアップの研修会の開催のほか、介護人材の確保について関係団体や専門職養成校と意見交換の実施や協力体制の充実を図りながら人材確保の取り組みを進めます。また、小中学生や高校生を対象とした介護体験や施設見学、説明会実施に対する支援をし、介護に関するイメージアップや理解を深める取り組みを行うことで、将来の介護サービスを担う人材の発掘につなげます。

このほか、介護人材の確保に対する国や北海道へ要請や介護サービス事業者による高等学校への人材確保の取り組みに対して、北海道へ協力の働きかけを行います。

② 介護サービス事業者における人材確保の支援

介護サービス事業者に対し、介護人材不足の実態調査の実施や介護人材確保に対する情報共有を行うとともに、国や北海道が実施する介護人材確保に関する補助事業の活用に対し支援します。

また、介護サービス事業者による介護職員の処遇改善や職場環境改善の取り組みを促進するほか、既存の介護サービス事業所における介護サービスの用途変更により、介護人材の確保に大きな影響を与えずに人員配置の効率化を図る取り組みを進めます。

③ 業務改善

介護サービス事業者の業務効率化及び職員負担軽減のため、指定申請等に関する書類や手続きの簡素化及び標準化のほか、ICTなどの活用に向けた支援を行います。

(3) 介護給付費の適正化

介護給付費の適正化の推進は、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営につながります。更に第八期計画より介護給付適正化に関する取り組みの実施状況が調整交付金の算定に勘案されることを踏まえ、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）が提供する給付情報等を活用した介護給付の効率化や適正化を図る取り組みについて、第5期帯広市介護給付適正化推進計画を策定します。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の基礎となる認定調査及び主治医意見書の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

② ケアプランの点検

居宅支援事業所等が作成するケアプランを点検し、適切なケアプラン作成の促しと給付の適正化につなげます。また、職能団体によるケアプランの質の向上を目的とした点検を実施します。

③ 住宅改修等の点検

専門職との協力により申請書類の点検や、実地調査を行うことにより、不適切又は不要な住宅改修や福祉用具の購入・貸与を防止し、利用者の身体の状態に応じて必要な利用を進めます。

④ 医療情報との突合及び縦覧点検

国保連から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正を図ります。

⑤ 介護給付費通知の送付

介護サービスの利用者に対して、介護給付に関する情報を定期的に提供して、介護サービス提供事業者からの架空請求や過剰請求等の防止を図ります。

【評価指標と考え方について】

指標名：介護サービス事業所における1年間の離職率

市内介護サービス事業所を対象としたアンケート調査における「介護サービスに従事する職員数に対する過去1年間の離職者の割合」を指標とします。

介護を必要とする人が安定的にサービスを受けることが出来るためには、介護人材の確保が1つの課題であります。新たな人材の発掘のみならず、介護の現場で働いている人が離職しないことも重要であると考え、離職率を上昇させないことを目指します。

なお、基準値は、令和2年6月に実施した事業所における介護労働実態調査の結果を用いており、今後は市内事業所を対象とし実施する介護人材不足実態調査への質問項目の追加により把握します。

第4節 認知症施策の推進

【施策の方向性】

高齢化の進行が続く中、2025（令和7）年には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症は誰もがなり得るものとして、将来を見据えた対策が求められるなか、国は令和元年に認知症施策推進大綱を取りまとめました。この大綱を基本的な考え方として、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症とともに生きる「共生」と、発症を遅らせ進行を緩やかにする「予防」を両輪に、当事者の方とその家族のニーズを地域の支援につなぐ仕組みである「チームオレンジ」の実施や、地域の通いの場等、認知症予防に資する活動の充実を図ります。

また、認知症の本人からの発信や教育部局と連携した認知症サポーターの養成等、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に加え、早期発見・早期対応が行えるよう相談支援体制の充実や、地域の見守り体制を構築し、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう施策を推進します。

【基本的施策】

1 正しい知識の普及・啓発

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。

また、世界アルツハイマーデー・月間の機会等を活用して、図書館等との連携により認知症に関する情報を発信するほか、認知症である本人からの発信の機会を設け、若年性認知症を含めた認知症に対する地域住民への理解を促進します。

(1) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする、認知症サポーターの養成を進めます。おびひろ市民学の取り組みとして実施する市内の全小中学校への認知症サポーター養成講座の開催を継続して実施するほか、高校生への実施の拡大を図ります。

2 予防対策の推進

「認知症にならない」ということではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という予防の考え方の啓発を図ります。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性があること示唆されており、介護予防に資する取り組みである「通いの場」の活用を推進します。また、認知症予防の視点を持った介護予防事業の展開等に取り組めます。

(1) 一般介護予防事業（再掲）

(2) 疾病対策の推進（再掲）

3 相談・支援体制の充実

認知症の人や家族が、必要な支援を受けながら生活できるように、認知症地域支援推進員を中心とし、地域における支援体制の構築や認知症ケアの向上を図るほか、地域包括支援センターによる総合相談や権利擁護事業に取り組みます。特に、認知症に関する相談会等の実施も含め様々な機会を活用し、認知症に関する相談窓口を周知するなど、早期に心配事を相談できる体制を作ります。

また、若年性認知症の人は、社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえた上で、本人の望む生活ができるよう、そのニーズを把握する中で必要な社会参加活動を支援します。

(1) 認知症初期集中支援推進事業

早期相談・早期対応の必要性を周知するとともに、適切な医療・介護等のサービスにつなぐなどの支援を行う認知症初期集中支援チームの活動を進めます。

(2) 地域包括支援センター運営事業（再掲）

(3) 医療と介護の連携強化

かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター、介護関係者等、認知症ケアに携わる多職種による研修等により連携を強化し、認知症の人や家族を支援します。取り組みを進めるに当たっては、在宅医療・介護連携推進事業との連携を図りながら、効率的・効果的に実施します。

(4) 認知症カフェの登録

認知症の人やその家族、地域住民、専門職が互いに情報を共有し、相談できる場として認知症カフェの取り組みを支援します。

(5) 成年後見制度利用支援事業（再掲）

4 地域の見守り体制の推進

住民を中心とした支え合いによる生活支援が行われる環境を作るなど、地域の見守り体制の構築を推進します。そのため、認知症サポーターの活動の任意性を維持しつつ、ステップアップ講座として復習や更なる学習する機会を設け、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）づくりを進めます。チームオレンジの取り組みに当たっては、地域包括支援センターを中心とし認知症サポーターの活動を支援するほか、生活支援体制整備事業におけるちょっとした支え合

第6章 施策の推進

いサポーターなどによる支え合いの活動との連携を図ります。

(1) 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症の症状により、自宅に戻れず行方不明となってしまった人に対する捜索や発見後の支援につなげる認知症高齢者等 SOS ネットワークの充実に向けて、ICT を活用した捜索システムの検討や、認知症サポーターなどによる見守り活動等を支援します。

また、行方不明時の捜索を行う模擬訓練の開催等を通して、地域における見守り体制の構築を図ります。

(2) 生活支援体制整備事業（再掲）

【評価指標と考え方について】

指標名：認知症サポーター数

認知症に対する正しい知識と理解を身につける認知症サポーター養成講座を受講した人の平成 22 年度からの累計人数を指標とします。

認知症の人やその家族のニーズを地域での支援につなげる仕組みであるチームオレンジの取り組みに当たり、認知症サポーターの中から支援の担い手として活動する人を増やしていくことが重要であるため、認知症サポーター数の増加を目指します。

基準値は令和元年度末時点の累積人数とし、過去 5 年間のうち最も受講数の多かった平成 28 年度の受講数 2,114 人を毎年の受講数の目標とします。

評価に用いる指標

介護保険法では、自立支援・重度化防止に関し、市町村が取り組むべき施策及び目標を本計画の必須事項と定め、その取り組みと指標の評価結果について、北海道へ報告することとされています。

本市では、施策ごとに以下のとおり指標を設定し、北海道の「達成率向上の目標値の指標に適する判定基準」を用いた達成率によりAからDの4段階で評価^{※1}します。

施策	指標名	基準値	参考値	目標値			
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
第1節	介護予防・健康づくりと社会参加の推進	要介護度が「要介護1」までの高齢者の割合	91.2%	91.1%	91.0%	90.9%	90.8%
第2節	地域の支え合いの推進	地域支え合いを推進する協議体 ^{※2} の実施回数	26回	9回	33回	40回	48回
第3節	在宅・施設サービスの充実	介護サービス事業所における1年間の離職率	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%
第4節	認知症施策の推進	認知症サポーター数(累積)	17,716人	19,830人	21,944人	24,058人	26,172人

※1 AからDの4段階で評価

Aすすんでいる Bある程度すすんでいる Cあまりすすんでいない Dすすんでいない

※2 地域支え合いを推進する協議体

地域で課題となっていることや住民同士でできることなどを話し合う場

第7章 介護保険事業量の見込み

介護保険制度は、加齢による疾病等で要介護状態となった高齢者等を社会全体で支えていく仕組みとして平成12年4月に開始され、これまで様々な見直しが行われてきました。

特に、平成18年度の制度改正では、「給付の効率化・重点化」や「予防重視型システム」への転換等の大きな見直しが行われ、予防を重視したサービスの提供等がより一層求められることとなりました。また、平成27年4月の制度改正では、医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が、平成29年6月公布された改正介護保険法では、「地域包括ケアシステム」の深化・推進として高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や地域共生社会の実現等の見直しが図られました。

これまでの制度改正や団塊世代が75歳となる2025（令和7）年、高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年を踏まえつつ、今後も要介護認定者等が必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、国の制度改正等を踏まえた適正な介護給付費と保険料の算定を行います。

1 被保険者数の見込み

人口及び被保険者数の推計について、厚生労働省の提供する「地域包括ケア『見える化』システム」の将来推計では、平成30年3月推計の国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の地域別将来推計人口が標準値として設定されていますが、現状の人口と乖離があることから、令和2年度の見込みを基準に社人研の生存率等を用いて見込みました。

推計結果は次表のとおりで、高齢者人口が増加する一方、64歳未満人口や総人口は減少する見込みです。計画最終年度の2023（令和5）年度の高齢者人口は50,278人で高齢化率は30.5%と見込み、第1号被保険者数についても同人数と推計しました。また、第2号被保険者（40歳～64歳）は55,594人と見込みました。

第7章 介護保険事業量の見込み

国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）

（単位：人）

年齢区分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
総人口	169,214	169,176	169,138	168,770	168,402	168,033	167,296	164,213	160,263	155,438
40歳～64歳	57,850	57,550	57,249	57,060	56,872	56,683	56,305	54,196	51,681	47,431
65歳～74歳 (A)	23,870	24,190	24,512	24,014	23,518	23,020	22,024	20,891	21,257	22,840
75歳以上 (B)	24,112	24,888	25,667	26,707	27,745	28,784	30,866	34,114	35,101	35,732
高齢者計 (A)+(B)	47,982	49,078	50,179	50,721	51,263	51,804	52,890	55,005	56,358	58,572
(総人口比率)	28.4%	29.0%	29.7%	30.1%	30.4%	30.8%	31.6%	33.5%	35.2%	37.7%

被保険者数の見込み

（単位：人）

年齢区分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
推計総人口	166,909	166,113	165,750	165,399	165,068	164,738	164,079	161,126	157,259	152,541
40歳未満	62,951	61,833	60,975	60,180	59,521	58,866	57,597	54,706	51,967	49,246
40歳～64歳	56,643	56,289	56,132	55,929	55,761	55,594	55,205	53,162	50,717	46,558
65歳～74歳 (A)	23,719	23,869	24,231	23,782	23,283	22,794	21,814	20,701	21,074	22,633
(総人口比率)	14.2%	14.4%	14.6%	14.4%	14.1%	13.8%	13.3%	12.8%	13.4%	14.8%
75歳以上 (B)	23,596	24,122	24,412	25,508	26,503	27,484	29,463	32,557	33,501	34,104
(総人口比率)	14.1%	14.5%	14.7%	15.4%	16.1%	16.7%	18.0%	20.2%	21.3%	22.4%
高齢者計 (A)+(B)	47,315	47,991	48,643	49,290	49,786	50,278	51,277	53,258	54,575	56,737
(総人口比率)	28.3%	28.9%	29.3%	29.8%	30.2%	30.5%	31.3%	33.1%	34.7%	37.2%
第1号被保険者数	47,315	47,991	48,643	49,290	49,786	50,278	51,277	53,258	54,575	56,737

※平成30年度及び令和元年度は決算値（年度平均）、令和2年度は9月末数値。令和3年度以降は推計値（年度平均）。

2 要介護認定者数の見込み

(1) 介護度別認定者数の見込み

要介護認定者数は、平成30年度、令和元年度及び令和2年4月から9月までの年齢群ごとの要介護認定率をもとに算出し、推計しました。

推計結果は下表のとおりで、計画最終年度の2023（令和5）年度には、第1号被保険者で11,369人、第2号被保険者で205人の要介護認定者数を見込みました。

介護度別要介護認定者数の見込み

（単位：人）

区 分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
認定者数	10,902	11,249	11,574	12,277	13,838	15,223	16,019
40歳～64歳	208	207	205	204	195	186	172
第1号被保険者計	10,694	11,042	11,369	12,073	13,643	15,037	15,847
65歳～74歳	1,309	1,291	1,265	1,215	1,120	1,146	1,197
75歳～84歳	3,794	3,906	4,006	4,233	4,766	4,314	4,026
85歳～	5,591	5,845	6,098	6,625	7,757	9,577	10,624
要支援1	1,883	1,943	1,989	2,093	2,322	2,513	2,557
要支援2	1,734	1,813	1,883	1,990	2,234	2,434	2,500
要介護1	2,681	2,723	2,780	2,944	3,322	3,666	3,842
要介護2	1,679	1,746	1,798	1,910	2,145	2,374	2,516
要介護3	1,190	1,247	1,298	1,387	1,578	1,753	1,900
要介護4	1,046	1,077	1,105	1,180	1,355	1,501	1,631
要介護5	689	700	721	773	882	982	1,073

第7章 介護保険事業量の見込み

3 介護サービス等利用の見込み

(1) 介護サービス利用者数の見込み

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの施設・居住系サービスを除いた居宅介護サービス利用者数は、平成30年度及び令和元年度の介護度別受給率と令和2年4月から9月までの介護度別受給率をもとに推計しました。

施設・居住系サービス利用者数は、平成30年度、令和元年度及び令和2年4月から9月までの利用実績をもとに、今後の施設整備状況等を考慮し推計しました。

介護サービス利用者数の見込み

（単位：人/月）

区 分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
介護サービス利用者合計	7,076	7,287	7,481	7,697	8,590	9,407	9,916
標準的居宅サービス等利用者数	4,417	4,565	4,738	4,901	5,672	6,369	6,789
施設・居住系サービス利用者数計	2,659	2,722	2,743	2,796	2,918	3,038	3,127
施設サービス利用者数	1,407	1,429	1,439	1,454	1,454	1,454	1,454
地域密着型介護老人福祉施設	320	320	320	320	320	320	320
介護老人福祉施設	544	549	554	564	564	564	564
介護老人保健施設	516	521	526	531	531	531	531
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	27	39	39	39	39	39	39
居住系サービス利用者数	1,252	1,293	1,304	1,342	1,464	1,584	1,673
認知症対応型共同生活介護	593	602	602	618	687	748	785
特定施設入居者生活介護	659	691	702	724	777	836	888
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

第7章 介護保険事業量の見込み

(2) 介護サービス別利用量の見込み(要介護1～5)

サービス種類	(単位)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
居宅サービス								
訪問系サービス								
訪問介護	(回/年)	349,494	360,928	373,441	403,860	470,523	532,008	572,567
訪問入浴介護	(回/年)	4,152	4,392	4,589	5,105	6,539	7,730	8,798
訪問看護	(回/年)	49,406	53,468	57,902	66,707	75,630	84,434	93,126
訪問リハビリテーション	(回/年)	21,663	22,432	24,739	29,738	33,968	37,429	40,890
通所系サービス								
通所介護	(回/年)	127,715	134,221	139,025	150,435	174,557	196,977	211,290
通所リハビリテーション	(回/年)	49,022	50,732	52,822	57,287	67,167	76,192	82,367
短期入所系サービス								
短期入所生活介護	(日/年)	30,937	33,844	35,341	38,593	45,457	51,893	56,753
短期入所療養介護(老健)	(日/年)	6,756	7,975	8,363	8,977	10,726	12,142	13,200
短期入所療養介護(介護医療院)	(日/年)	630	736	736	736	1,159	1,567	1,950
居宅療養管理指導	(人/年)	12,816	14,268	15,816	17,388	18,936	20,496	22,044
特定施設入居者生活介護	(人/月)	568	597	607	627	677	727	777
福祉用具貸与	(人/年)	27,480	29,292	31,344	33,396	35,448	37,512	39,552
特定福祉用具販売	(人/年)	516	528	540	600	708	804	888
住宅改修	(人/年)	420	444	444	492	564	660	708
居宅介護支援	(人/月)	3,454	3,570	3,713	3,811	4,453	5,044	5,434
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	960	708	924	1,224	1,392	1,536	1,668
認知症対応型通所介護	(回/年)	5,250	5,420	5,591	6,292	7,009	8,176	8,947
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	3,312	3,324	3,348	3,388	3,428	3,468	3,509
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	583	592	592	608	677	737	774
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	320	320	320	320	320	320	320
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	900	948	984	1,044	1,236	1,416	1,536
地域密着型通所介護	(回/年)	58,343	60,536	62,933	68,208	79,747	90,462	97,717
施設サービス								
介護老人福祉施設	(人/月)	544	549	554	564	564	564	564
介護老人保健施設	(人/月)	516	521	526	531	531	531	531
介護療養型医療施設	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	(人/月)	27	39	39	39	39	39	39

第7章 介護保険事業量の見込み

(3) 介護予防サービス別利用量の見込み（要支援1・2）

サービス種類	(単位)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
居宅サービス								
訪問系サービス								
訪問入浴介護	(回/年)	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	(回/年)	7,024	7,588	8,164	9,304	10,444	11,584	12,724
訪問リハビリテーション	(回/年)	3,708	3,929	4,039	4,260	4,679	5,120	5,231
通所系サービス								
通所リハビリテーション	(人/年)	1,764	1,824	1,884	1,992	2,232	2,424	2,484
短期入所系サービス								
短期入所生活介護	(日/年)	1,174	1,584	1,584	1,656	1,793	1,930	2,002
短期入所療養介護（老健）	(日/年)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	(日/年)	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	(人/年)	852	960	1,068	1,176	1,284	1,368	1,476
特定施設入居者生活介護	(人/月)	91	94	95	97	100	109	111
福祉用具貸与	(人/年)	10,428	11,184	12,000	12,816	13,632	14,448	15,264
特定福祉用具販売	(人/年)	252	252	276	288	312	348	348
住宅改修	(人/年)	384	384	408	420	480	516	528
居宅介護支援	(人/月)	963	995	1,025	1,090	1,219	1,325	1,355
地域密着型サービス								
認知症対応型通所介護	(回/年)	264	264	264	264	264	264	264
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	588	648	660	667	675	683	691
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	10	10	10	10	10	11	11

(4) 地域密着型サービス利用量の見込みと定員数

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
1 東	利用量								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	26	18	25	35	38	43	47
	認知症対応型通所介護	(回/年)	812	838	864	967	1,073	1,245	1,359
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	341	347	351	355	359	363	367
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	74	75	75	77	86	94	99
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	30	30	30	30	30	30	30
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	32	34	35	37	44	51	55
	地域密着型通所介護	(回/年)	8,592	8,915	9,268	10,045	11,744	13,322	14,390
	定員(年度末)								
	認知症対応型共同生活介護	(人)	108	108	108	108	108	108	108
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	29	29	29	29	29	
2 川北	利用量								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	71	53	69	91	103	114	124
	認知症対応型通所介護	(回/年)	102	105	108	121	134	156	170
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	379	386	390	394	399	404	409
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	67	68	68	70	78	85	89
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	42	42	42	42	42	42	42
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	186	188	195	208	248	285	311
	地域密着型通所介護	(回/年)	13,564	14,073	14,631	15,857	18,540	21,031	22,717
	定員(年度末)								
	認知症対応型共同生活介護	(人)	72	72	72	72	72	72	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	58	58	58	58	58	
3 鉄南	利用量								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	111	82	107	141	161	177	193
	認知症対応型通所介護	(回/年)	978	1,008	1,038	1,162	1,289	1,496	1,633
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	572	582	587	594	601	608	616
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	84	85	85	87	97	106	111
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	49	49	49	49	49	49	49
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	76	81	84	90	106	121	131
	地域密着型通所介護	(回/年)	6,738	6,991	7,268	7,877	9,210	10,447	11,285
	定員(年度末)								
	認知症対応型共同生活介護	(人)	90	90	90	90	90	90	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	58	58	58	58	58	

第7章 介護保険事業量の見込み

日常生活 圏域名	サービス名	(単位)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
4 西	利用量								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	522	384	502	666	757	836	907
	認知症対応型通所介護	(回/年)	1,802	1,857	1,913	2,143	2,377	2,758	3,009
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	395	402	406	411	415	420	425
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	69	70	70	72	80	87	91
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	38	38	38	38	38	38	38
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	114	122	127	133	158	180	196
	地域密着型通所介護	(回/年)	7,730	8,021	8,339	9,037	10,566	11,986	12,947
	定員(年度末)								
	認知症対応型共同生活介護	(人)	81	81	81	81	81	81	81
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	29	29	29	29	29	
5 広場 ・若葉	利用量								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	110	81	105	139	160	176	191
	認知症対応型通所介護	(回/年)	625	644	663	743	824	956	1,044
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	704	717	723	732	741	749	758
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	102	104	104	107	119	130	136
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	53	53	53	53	53	53	53
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	162	173	178	190	224	257	277
	地域密着型通所介護	(回/年)	10,474	10,868	11,298	12,245	14,317	16,240	17,543
	定員(年度末)								
	認知症対応型共同生活介護	(人)	90	90	90	90	90	90	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	29	29	29	29	29	
6 西帯広 ・関西	利用量								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	21	15	20	27	30	33	36
	認知症対応型通所介護	(回/年)	581	599	617	690	766	889	970
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	442	451	455	460	465	471	476
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	43	44	44	45	50	54	57
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	49	49	49	49	49	49	49
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	255	271	283	299	353	404	438
	地域密着型通所介護	(回/年)	5,696	5,910	6,144	6,659	7,785	8,831	9,539
	定員(年度末)								
	認知症対応型共同生活介護	(人)	36	36	36	36	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	58	58	58	58	58	

第7章 介護保険事業量の見込み

日常生活 圏域名	サービス名	(単位)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
7 南	利用量								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	94	70	91	120	138	152	165
	認知症対応型通所介護	(回/年)	614	633	652	730	810	940	1,026
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	866	882	890	901	911	922	933
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	123	125	125	128	142	155	163
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	46	46	46	46	46	46	46
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	75	79	82	87	103	118	128
	地域密着型通所介護	(回/年)	5,384	5,586	5,807	6,294	7,359	8,347	9,017
	定員(年度末)								
	認知症対応型共同生活介護	(人)	108	108	108	108	108	108	108
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	58	58	58	58	58	
8 川西 ・大正	利用量								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	5	5	5	5	5	5	5
	認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	201	205	206	208	212	214	216
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	31	31	31	32	35	37	39
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	13	13	13	13	13	13	13
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	(回/年)	165	172	178	194	226	258	279
	定員(年度末)								
	認知症対応型共同生活介護	(人)	45	45	45	45	45	45	45
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
合計	利用量								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	960	708	924	1,224	1,392	1,536	1,668
	認知症対応型通所介護	(回/年)	5,514	5,684	5,855	6,556	7,273	8,440	9,211
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	3,900	3,972	4,008	4,055	4,103	4,151	4,200
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	593	602	602	618	687	748	785
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	320	320	320	320	320	320	320
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	900	948	984	1,044	1,236	1,416	1,536
	地域密着型通所介護	(回/年)	58,343	60,536	62,933	68,208	79,747	90,462	97,717
	定員(年度末)								
	認知症対応型共同生活介護	(人)	630	630	630	630	630	630	630
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	319	319	319	319	319	319	319	

(5) 介護予防・生活支援サービス別利用量の見込み

サービス種類	(単位)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問系サービス				
訪問介護相当サービス	(人/年)	2,494	2,502	2,510
訪問型サービスA	(人/年)	5,128	5,146	5,163
通所系サービス				
通所介護相当サービス	(人/年)	14,714	14,982	15,250
通所型サービスA	(人/年)	22	22	22
介護予防ケアマネジメント	(人/月)	1,222	1,272	1,291

第7章 介護保険事業量の見込み

4 介護保険事業費用の見込み

「3 介護サービス等利用の見込み」で推計した利用量をもとに、保険給付に係る費用を推計しました。

介護保険事業費用の見込み

(単位：千円)

区 分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	合計
介護保険費用(A)	15,572,141	16,092,995	16,563,418	48,228,554
保険給付費	14,683,156	15,134,333	15,565,887	45,383,376
居宅介護(介護予防)サービス費	9,464,241	9,798,059	10,126,846	29,389,146
施設介護サービス費	3,614,785	3,716,640	3,766,063	11,097,488
居宅介護(介護予防)サービス計画費	657,066	682,052	709,591	2,048,709
審査支払手数料	12,975	13,468	13,960	40,403
高額介護(予防)サービス費	457,337	477,403	498,999	1,433,739
特定入所者介護(介護予防)サービス費	476,752	446,711	450,428	1,373,891
地域支援事業費	888,985	958,662	997,531	2,845,178
介護予防・日常生活支援総合事業	606,840	665,461	690,135	1,962,436
包括的支援事業・任意事業	282,145	293,201	307,396	882,742
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
介護保険収入(B)	15,572,141	16,092,995	16,563,418	48,228,554
保険給付費	14,683,156	15,134,333	15,565,887	45,383,376
第1号被保険者保険料	3,088,989	3,133,934	3,172,335	9,395,258
介護給付費負担金(国)	2,672,493	2,742,939	2,824,852	8,240,284
調整交付金(国)	807,573	832,388	856,124	2,496,085
介護給付費交付金(支払基金)	3,964,451	4,086,269	4,202,788	12,253,508
介護給付費負担金(道)	2,099,532	2,175,718	2,234,059	6,509,309
一般会計繰入金(市)	1,835,394	1,891,791	1,945,735	5,672,920
その他(返納金等)	4	4	4	12
介護給付費準備基金繰入金	214,720	271,290	329,990	816,000
地域支援事業費	888,985	958,662	997,531	2,845,178
第1号被保険者保険料	159,315	175,051	184,869	519,235
地域支援事業交付金(国)	229,806	245,784	256,184	731,774
調整交付金(国)	33,377	36,600	37,957	107,934
保険者機能強化推進交付金(国)	24,000	24,000	24,000	72,000
介護保険保険者努力支援交付金(国)	18,000	18,000	17,000	53,000
地域支援事業支援交付金(支払基金)	163,848	179,674	186,336	529,858
地域支援事業交付金(道)	130,072	139,529	145,345	414,946
一般会計繰入金(市)	130,072	139,529	145,345	414,946
その他(返納金等)	495	495	495	1,485
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
収入－費用 (B)－(A)	0	0	0	0
			保険料(年額)	70,680円
			保険料(月額)	5,890円

5 介護保険料の考え方

第八期計画の介護保険料については、計画期間において算出した費用見込額等の推計から、基準月額が6,375円となりますが、介護給付費準備基金の繰り入れにより基準月額を5,890円とするものです。

第八期段階	対 象 者	保険料率	年額保険料 (月額)	第七期段階
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人	基準額× 0.30	21,210円 (1,768円)	第1段階
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額× 0.50	35,340円 (2,945円)	第2段階
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額× 0.70	49,480円 (4,123円)	第3段階
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人 (前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人)	基準額× 0.90	63,610円 (5,301円)	第4段階
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人 (前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人)	1.00 (基準額)	70,680円 (5,890円)	第5段階
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、80万円未満の人	基準額× 1.15	81,280円 (6,773円)	第6段階
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、80万円以上120万円未満の人	基準額× 1.20	84,810円 (7,068円)	第7段階
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上160万円未満の人	基準額× 1.25	88,350円 (7,363円)	第8段階
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、160万円以上210万円未満の人	基準額× 1.30	91,880円 (7,657円)	第9段階
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、210万円以上260万円未満の人	基準額× 1.50	106,020円 (8,835円)	第10段階
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、260万円以上320万円未満の人	基準額× 1.60	113,080円 (9,423円)	第11段階
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、320万円以上370万円未満の人	基準額× 1.70	120,150円 (10,013円)	第12段階
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、370万円以上520万円未満の人	基準額× 1.85	130,750円 (10,896円)	第13段階
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、520万円以上1,000万円未満の人	基準額× 2.00	141,360円 (11,780円)	第14段階
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、1,000万円以上の人	基準額× 2.15	151,960円 (12,663円)	第15段階